

資料4	令和6年10月21日
	第32期青少年問題協議会 第9回専門委員会

豊島区子ども・若者総合計画

令和 7～11 年度

(2025～2029 年度)

(素案)

掲載される事業や事業名等は、現在調整中のため、今後変更となる可能性があります。

目 次

第1章 計画の基本的な考え方.....	
1 計画策定の背景・目的.....	
2 計画の位置付け・他の計画との関連.....	
3 計画期間	
4 計画の対象.....	
第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況	
1 国・東京都・豊島区の動向.....	
（1）国の動向	
（2）東京都の動向	
（3）豊島区の動向	
2 豊島区の状況.....	
（1）豊島区の現況	
（2）子ども・若者や保護者の意識・意向〈アンケート調査の結果〉	
（3）子ども・若者の意識・意向〈ヒアリング調査の結果〉	
第3章 施策の方向.....	
1 計画の基本理念	
2 施策の目標	
3 施策の体系	
4 取組の方向性と施策	
＜目標Ⅰ＞ 子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する	
＜目標Ⅱ＞ 誰も取り残さず、子ども・若者の一人ひとりに寄り添った支援.....	
＜目標Ⅲ＞ 安心して子育てできる充実した環境の整備	
＜目標Ⅳ＞ 子どもの充実した学びや体験を後押し.....	
＜目標Ⅴ＞ 若者が自分らしく成長できるよう自立や社会参画をサポート	
＜目標Ⅵ＞ 区民・地域、企業などがつながり、みんなで子ども・若者をサポート	

第4章 第三期子ども・子育て支援事業計画

- 1 第三期子ども・子育て支援事業計画について
- 2 教育・保育施設の状況.....
- 3 子ども・子育て支援事業計画の体系.....
- 4 教育・保育の提供区域の設定
- 5 児童人口の推移見込み.....
- 6 量の見込みと提供体制の確保方策
- (1) 教育・保育
- (2) 地域子ども・子育て支援事業.....
- 7 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容
- 8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容
- 9 特別な配慮が必要な児童への支援

第5章 計画の推進に向けて.....

- 1 計画の進行管理
- 2 子ども・若者の権利を踏まえた計画の検証・推進.....
- 3 地域ネットワークの構築、関係機関との連携強化.....
- 4 子ども等の意見反映

資料編

別 冊 社会的養育推進計画

第1章 計画の基本的な考え方



1 計画策定の背景・目的

- 豊島区では、子どもたちが希望を持って今を生き、次代を担っていくことを願い、平成18年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定し、平成27年3月に条例の趣旨を踏まえた「豊島区子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画を含む）」を策定し、区民ニーズを踏まえた各種の子ども・子育て支援施策の充実に向けた取組を進めてきました。
- 平成29年3月には、「豊島区子どもプラン」に含まれず、サポート体制が不足していた18歳以上の若者まで対象を拡大し、様々な機関が連携してそれぞれの専門性を活かして支援を行う縦横のネットワークを構築し、年齢階層で途切れることなく継続した支援を目指して、「豊島区子ども・若者計画」を策定しました。
- また、平成30年3月には、社会問題となっていた子どもの貧困問題に対応し、貧困対策を含む豊島区における子ども・若者の未来を応援する取組の方向性を示すものとして、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」をまとめました。
- そして、令和2年3月に「豊島区子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画を含む）」及び「豊島区子ども・若者計画」の2つの計画を統合し、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」の方向性を含めるとともに、「子どもの権利推進計画」を盛り込んで、「子ども・若者総合計画」を策定し、子ども・若者支援策を総合的に展開してきたところです。
- 一方、国は歯止めのかからない少子化の進行や人口減少、深刻化する児童虐待や不登校等の社会課題に対応するために、こども施策の企画立案と総合調整を行う「こども家庭庁」を設置し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法であるこども基本法が令和5年4月1日に施行されました。
- また、平成29年4月には、児童福祉法の改正により特別区においても児童相談所の設置が可能となり、豊島区においても令和5年2月に区の新たな子ども・子育ての相談拠点として児童相談所を開設しました。
- 今回、法令等や社会環境の変化、また、計画の対象である子ども・若者を始めとする計画対象への意見聴取を踏まえて、これまでの「子ども・若者総合計画」にこども基本法に基づく区の子ども施策についての計画である「こども計画」、区としての社会的養育のあり方を整理した「社会的養育推進計画」を盛り込み、子ども・若者に関する総合計画を改定しました。



2 計画の位置付け・他の計画との関連

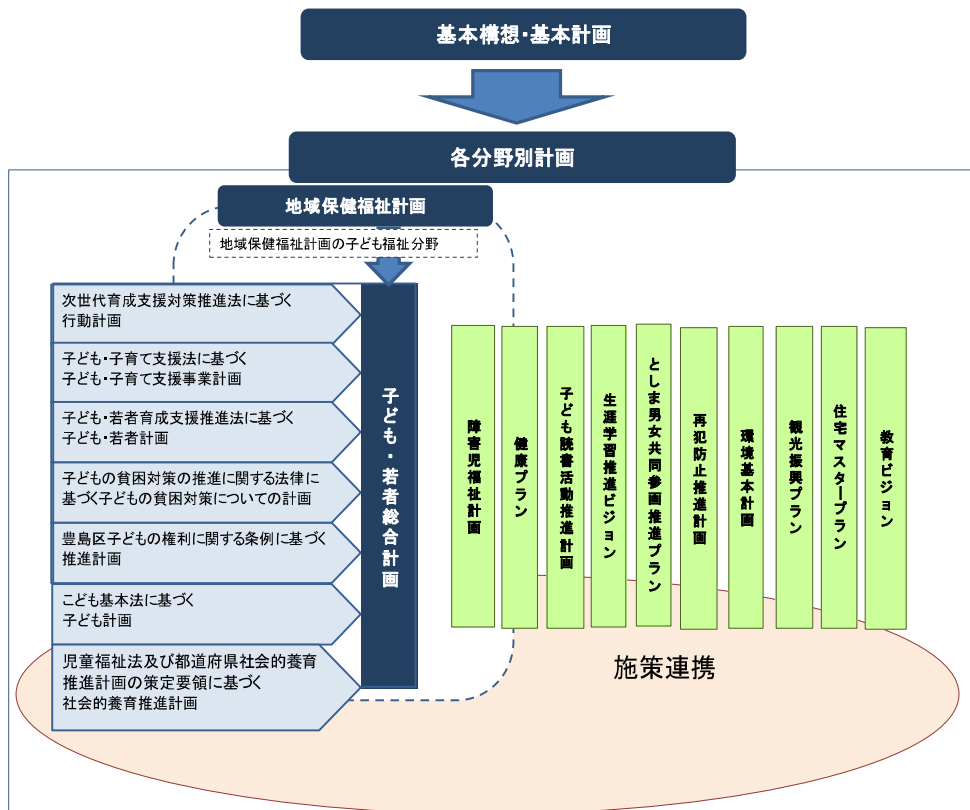
(1) 関係法令との関係

本計画は、こども基本法第 10 条に基づく「こども計画」、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、児童福祉法及び都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づく「社会的養育推進計画」、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に基づく「子どもの貧困対策についての計画」、豊島区子どもの権利に関する条例第 30 条に基づく「子どもの権利推進計画」として策定しました。

(2) 区の関連計画との関係

本計画は、豊島区基本計画に基づき、「子ども・若者が自分らしく成長できる子育てしやすいまち」づくりの実現を目指す、豊島区基本計画の子ども・若者分野の計画として位置付けられます。

また、社会福祉法の規定に基づいて策定される「豊島区地域保健福祉計画」の子ども福祉分野の計画として位置付けられます。

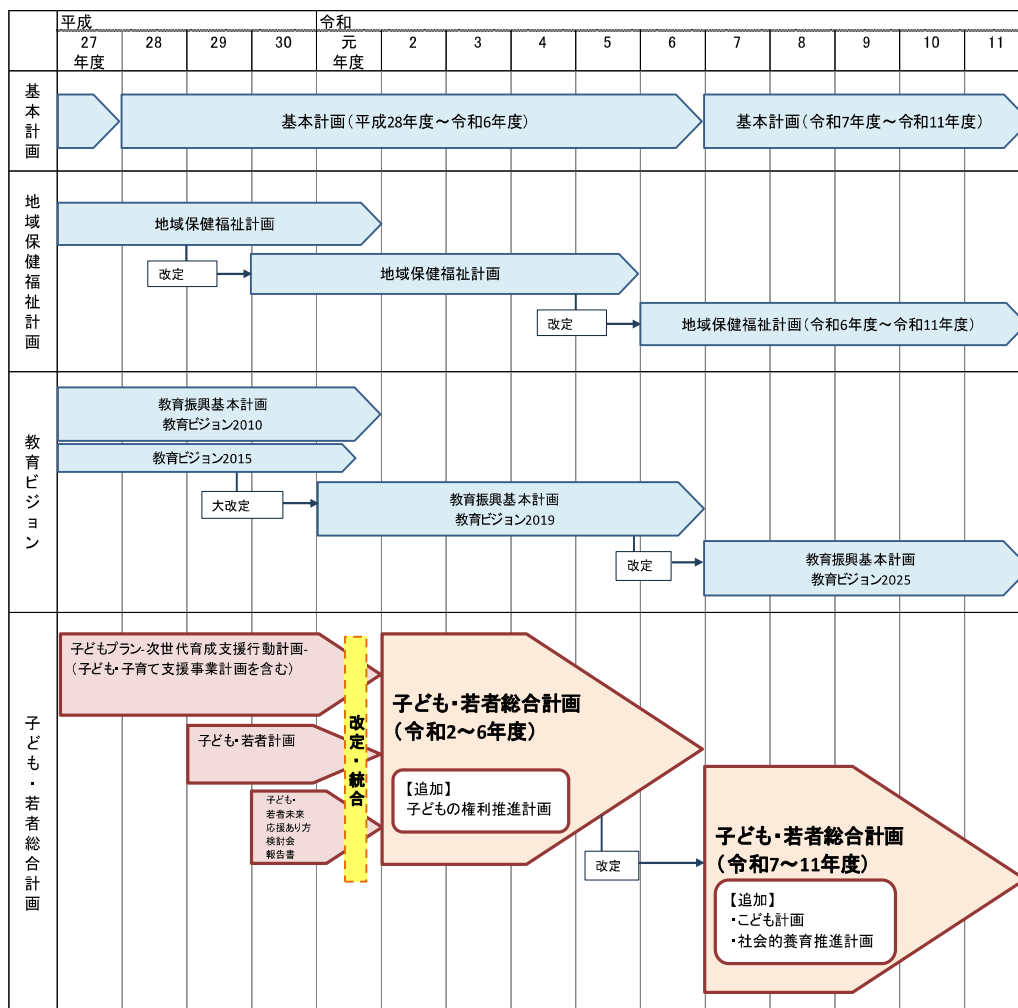


第1章 計画の基本的な考え方



3 計画期間

○子ども・若者総合計画の計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの5年間です。





4 計画の対象

本計画は、子ども・若者や妊娠期の方、子育て家庭を対象とします。計画の対象となる子どもは、18歳未満の者及び、18歳以上20歳未満で学校や子どもに関する施設に在籍している者とし、若者は、18歳以上20歳未満で子どもでない者及び、20歳以上からおおむね30歳未満までの者とします。なお、年齢により必要な支援が途切れてしまうことがないように、一部施策においては対象の年齢を広げて計画を進めていくこととします。

参考：関係法令・大綱等における「子ども」「若者」の年齢区分

条約

条約の名称	呼称	区分
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者

法律・大綱

法律・大綱の名称	呼称	区分
民法	未成年者	18歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
少年法	少年	18歳未満の者
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
こども基本法	こども	心身の発達の過程にある者
こども大綱	乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
	学童期	小学生年代
	若者 思春期	中学生から概ね18歳まで
	若者 青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者

条例

条例の名称	呼称	区分
豊島区子どもの権利に関する条例	子ども	18歳未満の者、18歳以上20歳未満で、学校や子どもに関する施設に在籍している者

第 1 章 計画の基本的な考え方

第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況



1 国・東京都・豊島区の動向

(1) 国の動向

こども基本法の施行、こども大綱の策定

- こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和 5 年 4 月に施行されました。
- 同法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に則り、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。
- 同法第 11 条では、地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとするとし、地方公共団体へこども等の意見の反映が義務付けられました。
- また、同法に基づき令和 5 年 12 月にはこども大綱が閣議決定されました。これにより、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく 3 つの子どもに関する大綱が一つに束ねられ、こども施策の基本的な考え方と重要事項、推進するために必要な事項が定められました。

児童福祉法等の改正

- 深刻な児童虐待事件が後を絶たないなど、児童虐待が大きな社会問題となり平成 28 年 6 月、児童福祉法が改正され、子どもを権利の主体として位置付けるとともに、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策の強化が図られました。これにより、市町村は児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導をなどの必要な支援を行うための「子ども家庭総合支援拠点」の整備が努力義務とされました。
- 併せて、母子保健法の改正により母子保健に関する各種の相談に応じる等の事業を行う「子育て世代包括支援センター」の整備が努力義務とされました。
- 令和元年 6 月には、子どもへの体罰の禁止、児童相談所における機能強化などが盛り込まれ、改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法が成立し、令和 2 年 4 月から施行されました。
- 令和 4 年には、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童福祉法及び母子保健法の改正により市区町村にこども家庭センターの設置が努力義務化される等、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う法改正がなされ、令和 6 年 4 月に施行されました。

子ども・子育て支援法等の改正

- 令和 6 年 6 月、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必

第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための 子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設するために、子ども・子育て支援法等の一部改正についてが公布されました。

(2) 東京都の動向

東京都こども基本条例の施行

- 東京都は、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、こどもの健やかな成長に寄与することを目的として、多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定する「東京都こども基本条例」を定め、令和3年4月1日に施行されました。

「都道府県こども計画」への都の対応

- こども基本法第10条では、都道府県こども計画と市町村こども計画の策定が努力義務とされました。
- 東京都では、「子ども・子育て支援法」「次世代育成支援対策推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく、子供・子育て支援の総合計画である『東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）』と、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく『東京都子供・若者計画（第2期）』の2つの法定計画、及び、子供目線で捉え直した政策の「現在地」と、子供との対話を通じた「継続的なバージョンアップの指針」である『子ども未来アクション』、東京都の少子化対策を総合的に推進するためのアクションプランである『東京都の少子化対策』の2つを併せた4つの計画により「こども大綱」の政策目的と軌を一にして、子供政策・少子化対策を推進することで、「都道府県こども計画」への都の対応としています。

(3) 豊島区の動向

豊島区子どもの権利に関する条例

- 豊島区では、こども基本法（令和4年法律第77号）の制定に先立ち、平成13年に豊島区青少年問題協議会が、青少年の参加・参画を推進する最重要課題として「子どもの権利擁護の仕組みづくり」を答申し、平成15年には権利の主体としての青少年の成長を支援する方策として、青少年の成長を支援する方策として、「子どもの権利条例の制定」が最重要課題と答申したことを踏まえて、平成18年3月に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定しました。
- 平成18年4月から条例を順次施行し、児童虐待相談件数の増加を背景に平成22年1月には子どもの権利侵害からの救済・回復を支援するための機関として「子どもの

第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

権利擁護委員」を設置しました。

- 平成 28 年の児童福祉法改正において、児童が権利の主体であることが同法の理念等として明確化されました。このことを踏まえ、子どもの権利保障に向けた施策を推進するために、平成 30 年 1 月に「子どもの権利委員会」を設置し、令和 2 年 3 月には「子どもの権利推進計画」を策定しました。子どもの権利委員会では、区の取り組みについて、子どもの権利保障の観点から実施状況を調査・審議し、制度改善等につながるよう評価・検証を行っています。
- 令和 2 年に第 1 回目となる「としま子ども会議」を開催しました。子どもから区の施策に関する意見を聴き、提案された意見を施策に反映するよう努めることで、子どもの意見反映及び社会参画のさらなる充実を図っています。

としま子どもの権利相談室（愛称：ふくろう相談室）の開設

（子どもの権利相談室が開設にいたった経緯、今後の方向性等ご記入ください）

- 令和 4 年 3 月に、子どもの権利委員会から「豊島区における子どもの擁護に関する施策」について答申され、「子どもたちからの権利侵害に関する相談体制を充実させること」、「権利侵害を受けた子どもを子どもの権利擁護委員をつなぐための機能として相談員を配置すること」等の提言がなされました。
- 令和 5 年 9 月、子どもの権利委員会からの答申を受け、子どもの権利侵害に関する相談に応じるための窓口として「としま子どもの権利相談室」を設置しました。としま子どもの権利相談室は、権利侵害に係る子どもからの相談を、第三者機関となる子どもの権利擁護委員につなぎ、迅速かつ適切に救済を図ります。
- 「としま子どもの権利相談室」は、悩みや困難を抱えた子どもたちの早期発見及び未然防止のための独自の取り組みとして、区内の子どもに関わる施設へ訪問しながら子どもたちの相談を受け付けるアウトリーチ型の相談支援を今後も展開していきます。

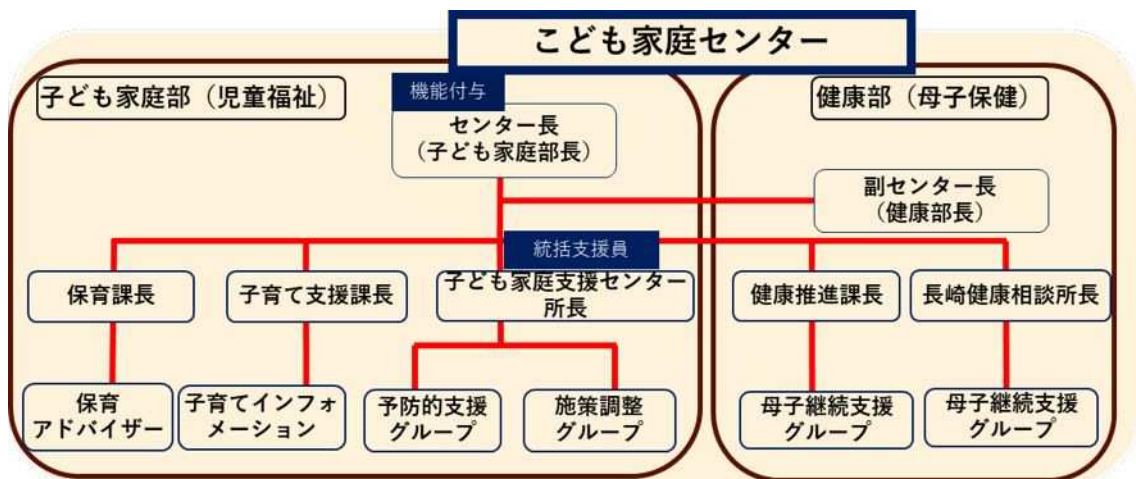
児童相談所の開設に伴う、新たな児童虐待相談体制の構築

- 近年、子育て環境の問題が複雑化していることから、深刻な児童虐待事件は後を絶たず、虐待等の相談対応件数も年々増加傾向にあります。このようななか、児童相談行政に対してよりきめ細やかな対応を図るため、平成 28 年に児童福祉法が改正され、特別区においても児童相談所を設置することが可能となり、豊島区では令和 5 年 2 月に児童相談所を設置しました。
- 豊島区は複雑化・多様化する児童虐待相談に迅速かつ適切に対応するため、「児童相談所」「子ども家庭支援センター」「長崎健康相談所・池袋保健所」による三機関連携のしくみを構築し、庁内の関係機関と連携した児童虐待対応を行っています。
- また、豊島区が「児童相談所設置市」に指定されたことにより、児童福祉審議会に関する事務や、児童福祉施設等の認可権限など、16の設置市事務について東京都から移管されました。

第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

子ども家庭総合支援拠点から「こども家庭センター」へ

- 児童福祉法の改正により、児童福祉と母子保健の一体的支援を更に強化することを目的とし、区市町村は、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。
- 豊島区では、令和４年に区の児童福祉部門と母子保健部門の組織を見直し、これまでであった妊産婦、子育て世帯及び子どもへのサポート機関であった子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センター等、関係組織機能の一体化を図ることで相談支援を進めています。
- 妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を実現することを目的に、豊島区こども家庭センターは、センター長に子ども家庭部長、副センター長に健康部長、統括支援員に子ども家庭支援センター所長を充て、児童福祉と母子保健の一体的運営を目指し取り組んでいます。

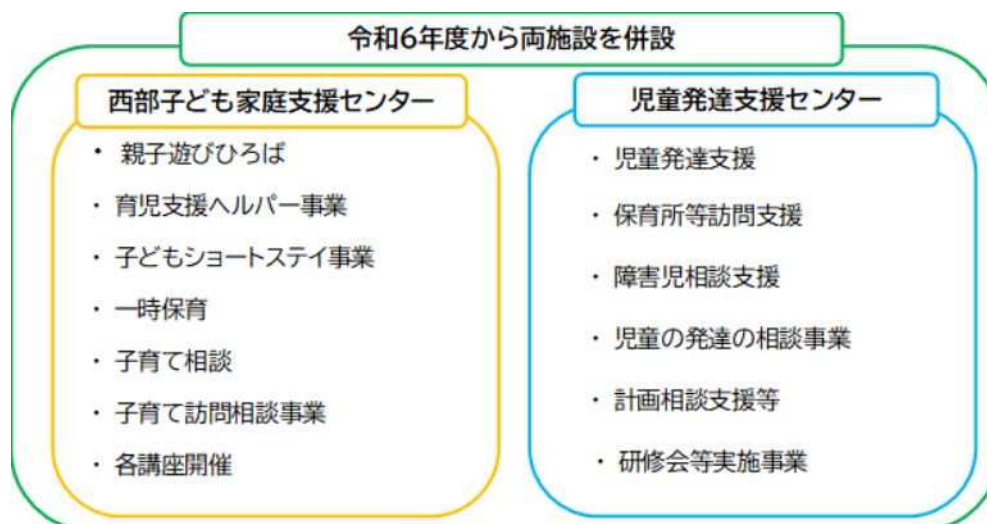


豊島区立児童発達支援センターの開設

- 西部子ども家庭支援センターは、これまで児童発達支援事業所として集団や個別の通所による療育を行い、発達に不安のある子どもたちの日常生活における基本動作の獲得や集団適応訓練などの支援を実施してきました。
- 児童発達支援センターを開設したことにより、医務室、静養室、調理室を設け、今後は専門的な支援として作業療法、言語指導、理学療法、音楽療法に加え、栄養指導を追加し実施しています。
- 児童発達支援センターと西部子ども家庭支援センターを併設することで相談のハードルを下げるとともに、保護者からの依頼に基づく保育所等訪問支援や障害児を預か

第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

る施設への助言などの役割を担い、地域の中核的な機関として、高度な知識及び技術
を必要とする児童発達支援を提供し、併せて障害児やその家族、その関係者に対し総
合的に対応できるよう支援体制を強化しています。





2 豊島区の状況

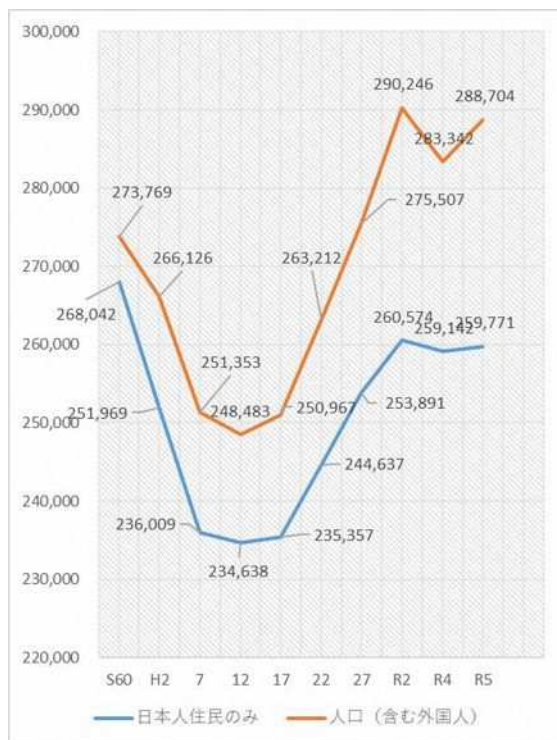
(1) 豊島区の現況

①人口と人口密度

○豊島区の人口は、令和5年1月現在 288,704 人（うち外国人人口 28,933 人）となっています。平成27年には昭和60年の人口を30年ぶりに上回り、その後は新型コロナウイルス感染症の拡大により令和3年・4年は減少傾向にありましたが、令和5年度以降は回復傾向となっています。

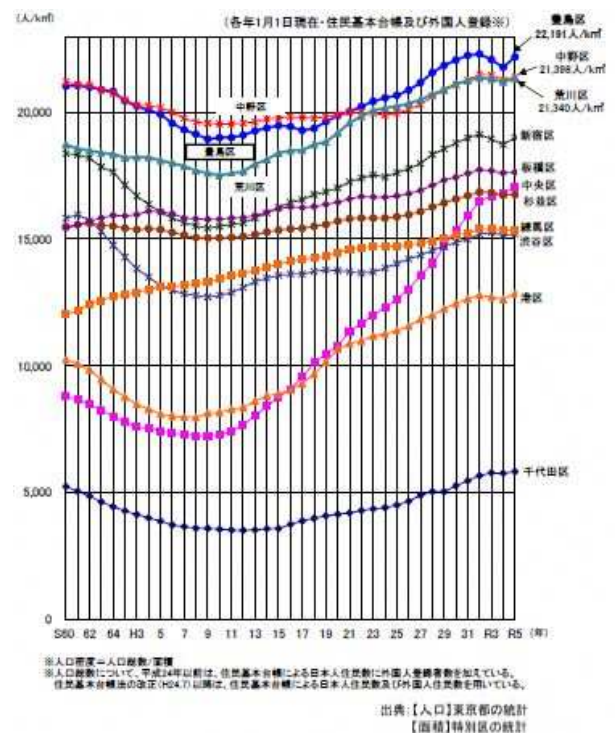
○また、区の人口密度は、令和5年1月現在1ヘクタールあたり221.9人であり、全国で人口密度が最も高い都市となっています。

豊島区の人口の推移



出典：住民基本台帳 各年1月1日

各区の人口密度の推移

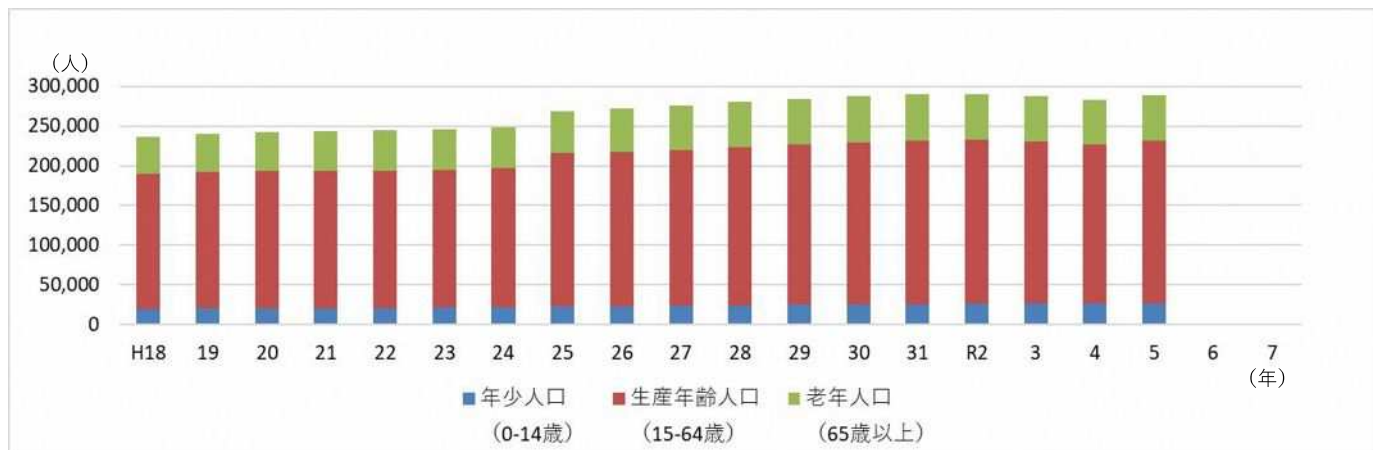


第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

②年少人口と少子高齢化

○15歳未満の年少人口は、令和5年1月現在26,319人となっています。平成18年まで減少を続けてきましたが、その後は人口の増加に伴い増加傾向になっています。

豊島区の年齢(3区分)別人口推移



年次	H18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
老年人口 (65歳以上)	46,874	48,103	49,125	50,209	50,952	51,161	51,469	53,401	54,696	56,214
生産年齢人口 (15-64歳)	170,037	171,932	172,890	172,620	172,762	173,616	175,094	192,653	193,565	195,420
年少人口 (0-14歳)	19,746	20,240	20,542	20,633	20,923	21,252	21,736	22,905	23,382	23,873
計	236,657	240,275	242,557	243,462	244,637	246,029	248,299	268,959	271,643	275,507

28年	29年	30年	31年	R2年	3年	4年	5年	6年	7年
57,162	57,464	57,598	57,510	57,435	57,293	56,914	56,657		
199,183	201,988	204,284	206,216	206,609	203,760	200,408	205,728		
24,294	24,855	25,229	25,782	26,202	26,247	26,020	26,319		
280,639	284,307	287,111	289,508	290,246	287,300	283,342	288,704		

出典:住民基本台帳各年1月1日

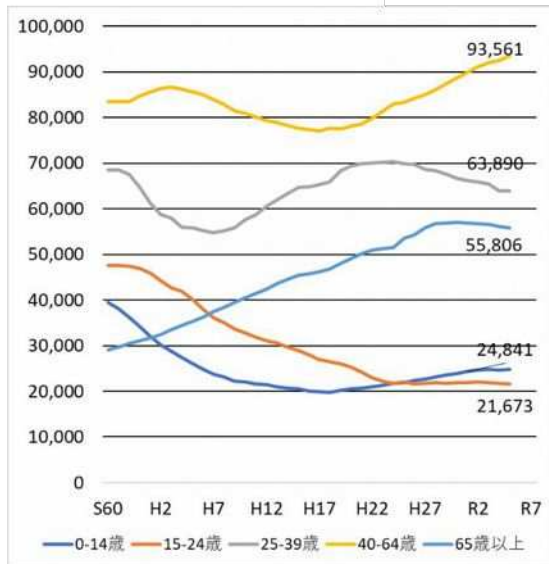
※住民基本台帳法の改正により、平成25年以降住民基本台帳人口に外国人住民数が含まれている。

第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

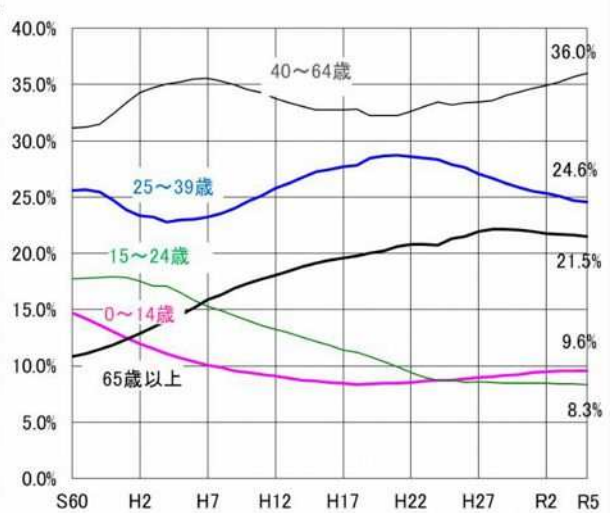
○平成 26 年に 15～24 歳の年齢層の割合が最も低くなりましたが、その傾向は令和 5 年においても続いており、8.3%となっています。65 歳以上の高齢者の割合は、令和 5 年では前年から 0.1 ポイント減少し 21.5%となりました。

豊島区の年齢構成別人口の推移

人口の推移(日本人のみ)

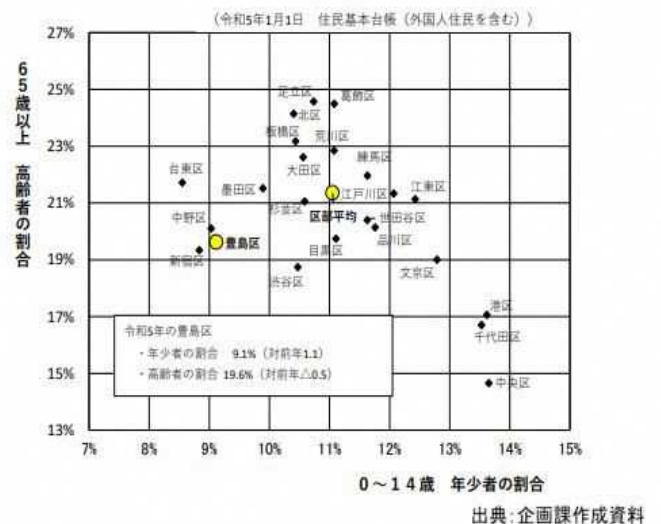


構成比の推移



○また、23 区の中で、少子高齢化の状況を比較すると、高齢者の割合は 19.6%で、8 番目に低い値となっています。年少者の割合は 9.1%と、台東区、新宿区、中野区に次いで 4 番目に低い状況です。

高齢者と年少者の割合の比較



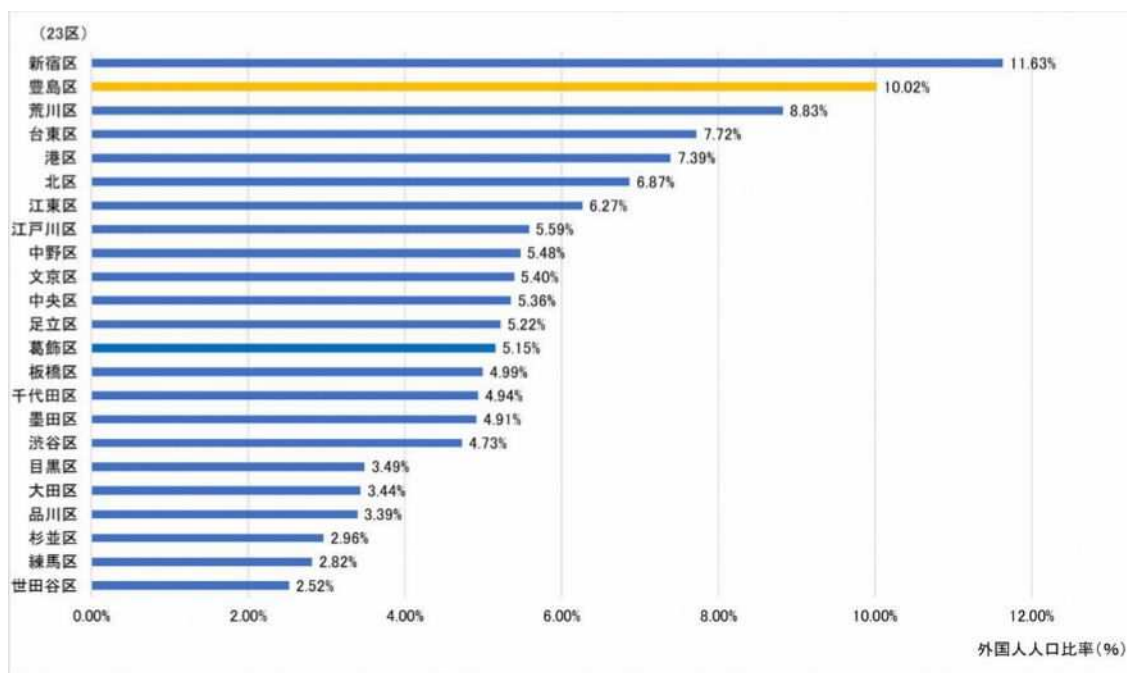
第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

③外国人人口

ア 外国人住民の割合

○東京都 23 区の中で比較すると、豊島区の外国人住民割合は、新宿区に次いで 2 番目に多くなっています。

全年齢外国人住民比率(23 区比較)

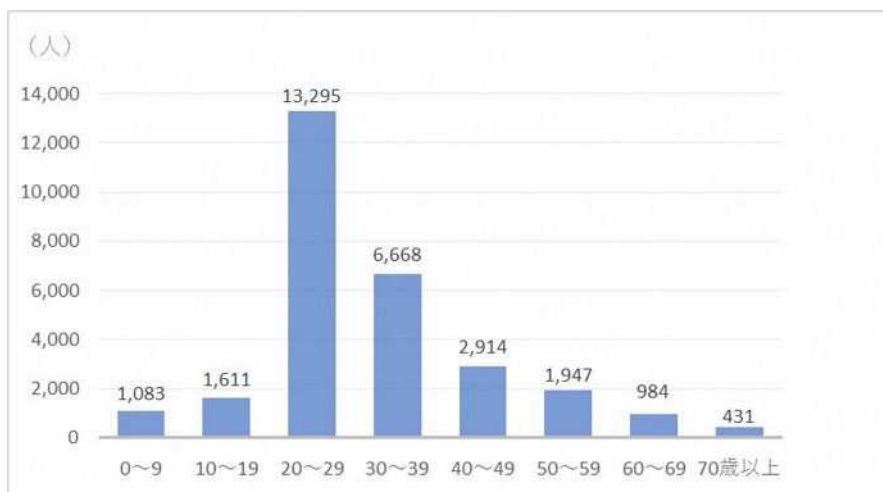


出典: 令和 5 年 1 月 1 日 住民基本台帳

イ 年代別外国人住民数

○10 歳ごとに住民数をみると、20～29 歳が最も多くなっています。

年代別外国人住民数



出典: 令和 5 年 1 月 1 日 住民基本台帳

ウ 国籍別住民の割合

○外国人住民数は、新型コロナウイルス感染症の拡大により令和3年・4年は減少傾向にありましたが、令和5年には増加しています。国籍別に住民数割合をみると、中国国籍の住民が最も多く、区内外国人住民数の約半数を占めています。

国籍別外国人住民数の推移



エ 保育園、公立小中学校・幼稚園の外国籍児童生徒

○保育園、公立小中学校・幼稚園の全てにおいて中国国籍が最も多くなっています。

豊島区内の保育園及び区立小中学校・幼稚園の外国籍児童生徒の状況(国籍別)

	国籍別人数(人)							合計(人)	在籍者総数(人)	在籍数に占める外国籍の割合
	中国	ネパール	ベトナム	ミャンマー	韓国	台湾	その他			
保育園 (区立、私立、地域型) 令和6年4月1日現在 区立幼稚園 令和6年5月1日現在	125	108	80	64	13	5	40	435	6,168	7.05%
区立小学校、中学校 令和6年5月1日現在	283	61	22	44	25	12	47	494	12,056	4.10%

出典:保育課、学務課作成資料

第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

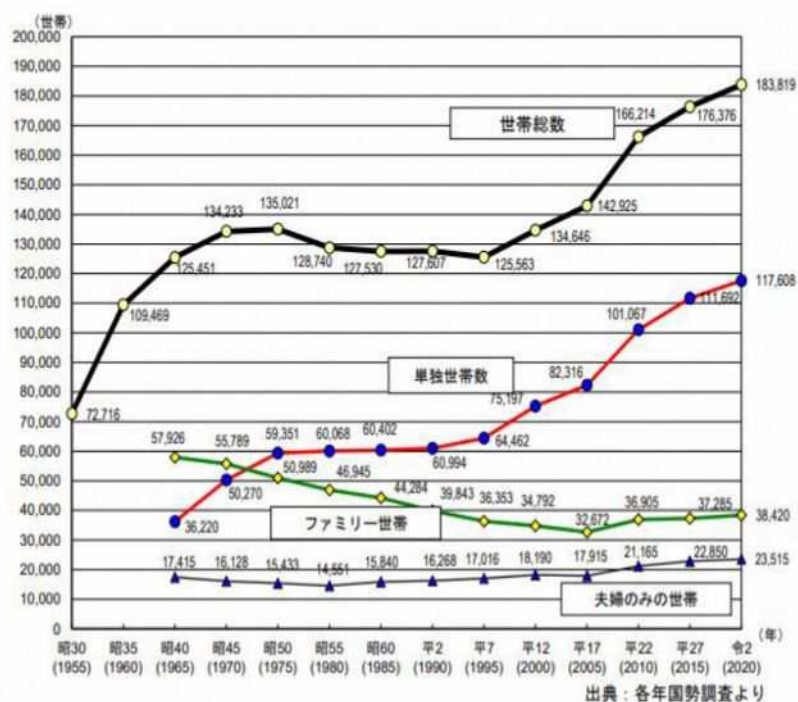
④世帯数と世帯類型

〇区の世帯数は、平成 27 年から令和 2 年までの間に約 1 万世帯増加し、183,819 世帯となりました。

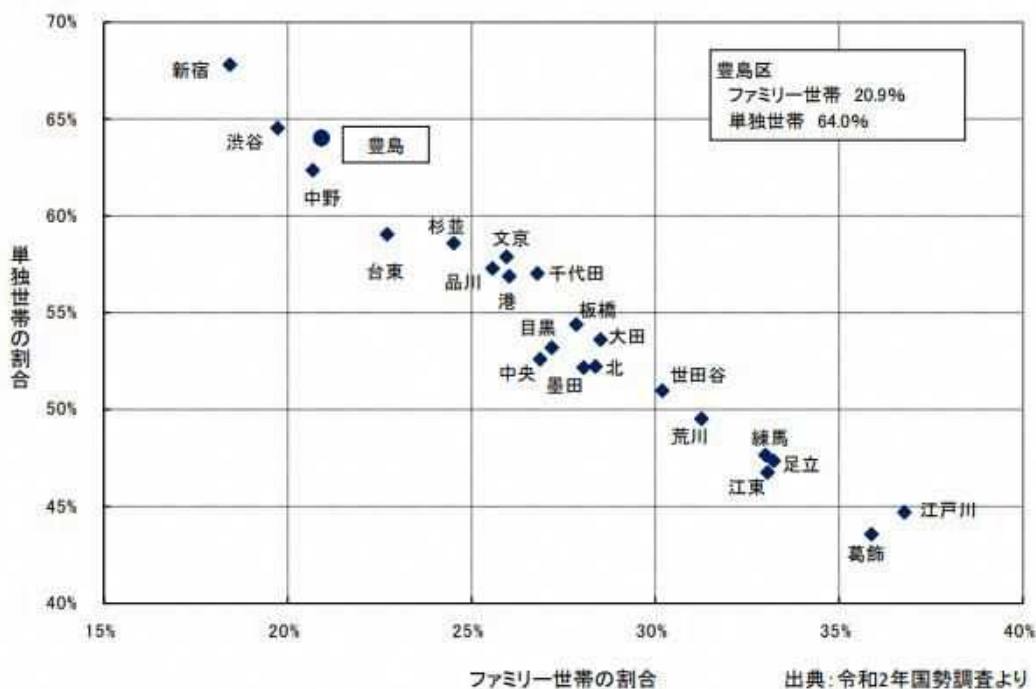
〇世帯類型別にみると、全ての世帯類型で増加しており、特に「単独世帯」の増加が著しく、全世帯に占める割合は、令和 2 年で約 6 割となっています。一方、「ファミリー世帯」の世帯数は増えているものの、割合は約 2 割となっています。

〇23 区の中で比較すると、「単独世帯」の割合は新宿区、渋谷区に次いで高く、ファミリー世帯の割合は新宿区、渋谷区、中野区に次いで低くなっています。

豊島区の世帯類型別世帯数推移



単独世帯とファミリー世帯の割合



⑤出生数と合計特殊出生率

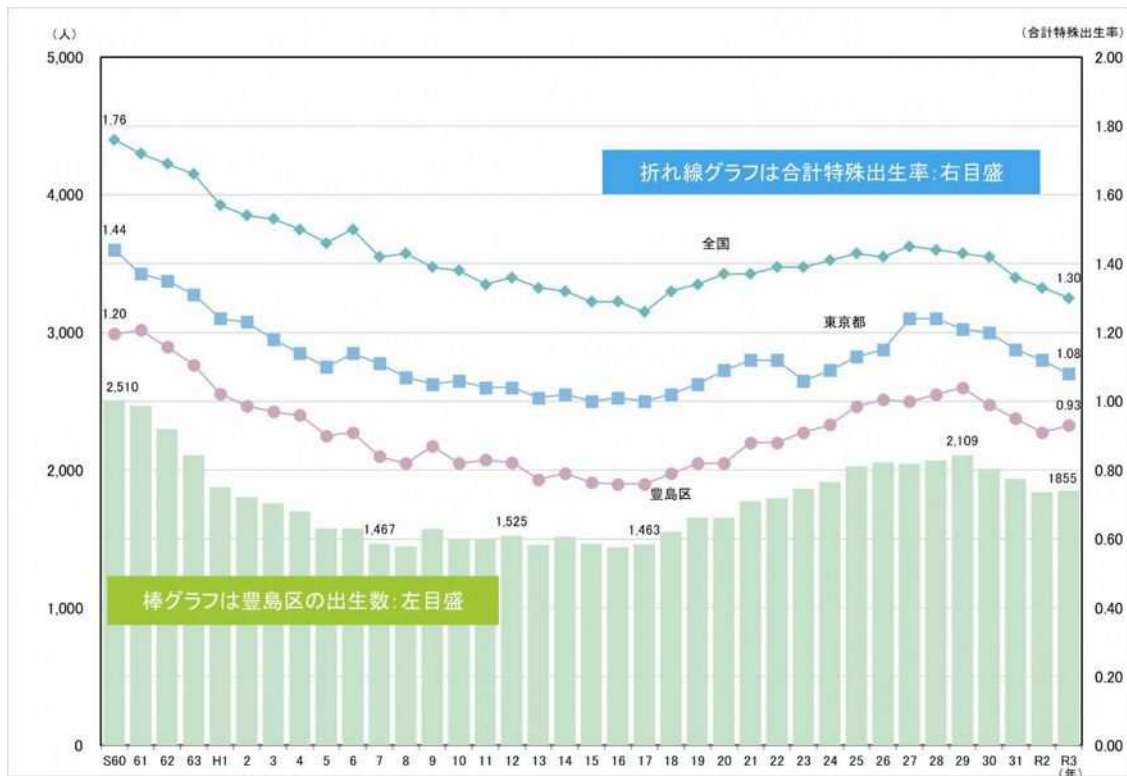
○減少を続けてきた出生数は、平成7年以降、1,400～1,500 人前後でほぼ横ばいで推移したのち、平成17年以降は増加傾向となるものの、平成30年には減少に転じ、令和3年度には1,855人となりました。

○また、合計特殊出生率についても、平成15年に0.76まで減少し、平成18年以降は増加に転じましたが、令和3年は0.93となり、23区の中で最も低くなっています。

(※合計特殊出生率：その年次の出生率で子どもを産むと仮定した時の、一人の女性が一生のあいだに産む子どもの数)

順位	区	合計特殊出生率
1	中央区	1.37
2	港区	1.27
3	千代田区	1.23
4	江戸川区	1.20
5	江東区	1.20
6	荒川区	1.17
7	品川区	1.15
8	葛飾区	1.14
9	北区	1.13
10	文京区	1.12
11	足立区	1.10
12	台東区	1.10
13	大田区	1.09
14	墨田区	1.08
15	練馬区	1.06
16	渋谷区	1.05
17	世田谷区	1.03
18	板橋区	0.99
19	新宿区	0.97
20	目黒区	0.96
21	杉並区	0.96
22	中野区	0.96
23	豊島区	0.93

合計特殊出生率と出生数の推移



※合計特殊出生率の算出には日本人人口を用いている。

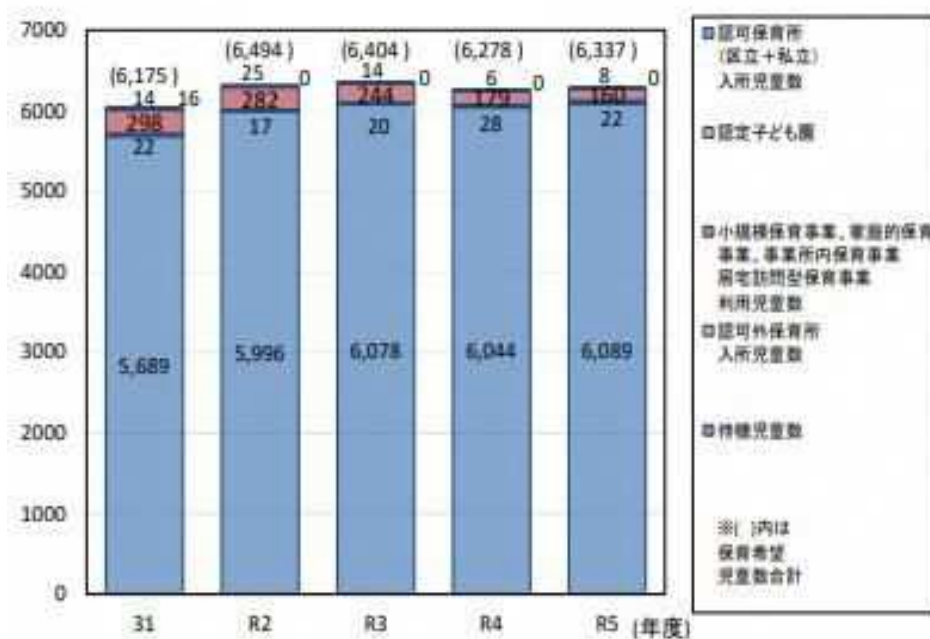
出典：厚生労働省「令和3年（2021）人口動態統計（確定数）の概況」、東京都福祉保健局「人口動態統計年報（確定数） 令和3年」

第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

⑥ 保育所の入所児童と待機児童の推移

○豊島区では、平成 28 年度に 105 人いた待機児童が平成 29 年度にゼロとなり、平成 30 年度も継続して待機児童ゼロを達成しました。しかし、平成 31 年度は国の定義の見直しを受け、待機児童が 16 人となるものの、以降受け入れ人数を増大させることで待機児童数は 0 を継続しています。

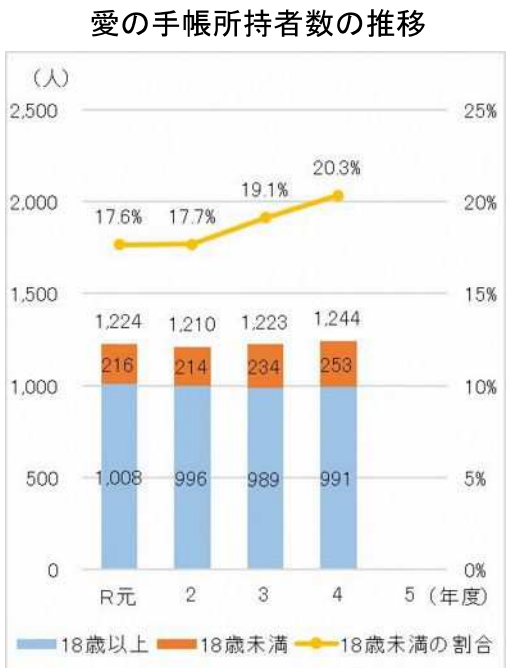
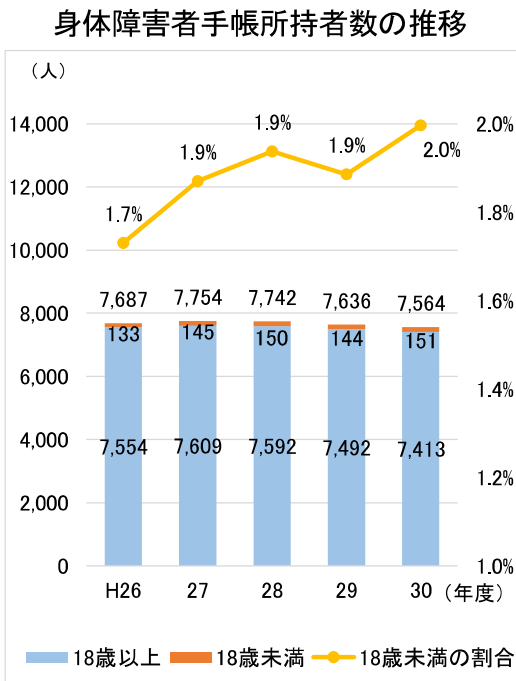
保育所の入所児童数と待機児童数の推移



出典: 保育課作成資料
※各年度4月1日現在

⑦障害のある子どもの状況

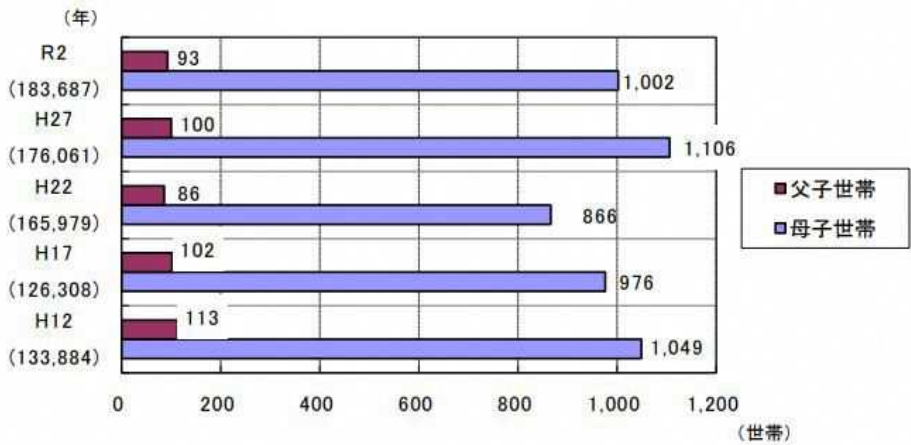
○身体障害者手帳所持者数はここ5年間でほぼ横ばいですが、愛の手帳（東京都療育手帳）所持者数は近年微増傾向にあります。



出典：豊島区の社会福祉

⑧ひとり親世帯の推移

○ひとり親世帯の数は、平成 27 年度の国勢調査で一時的に増加となりましたが、その後減少しています。母子世帯の割合が高く、母子世帯数は、父子世帯数の約 8～11 倍となっています。



出典：各年国勢調査より
※()内は一般世帯数

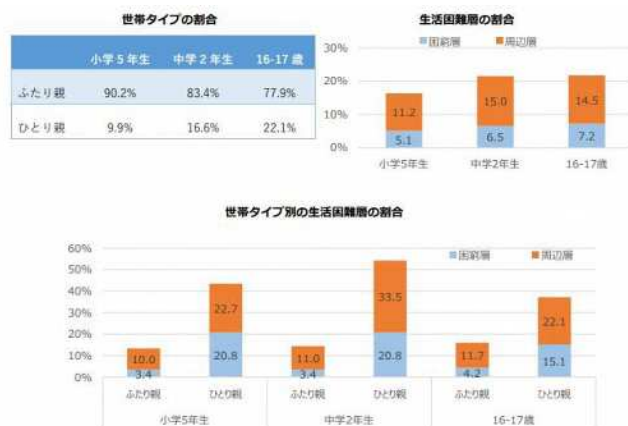
第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

⑨子どもの貧困関係

ア 豊島区の生活困難層の状況

○東京都立大学が令和4年度に実施した「こどもの生活実態調査」では、豊島区・墨田区の小学5年生の5.1%、中学2年生の6.5%、豊島区・墨田区・中野区の16-17歳の7.2%が困窮層で、周辺層と合わせて約2割の子どもたちが生活困難層でした。

○ひとり親世帯の方がふたり親世帯に比べて生活困難度が高い傾向が見られました。



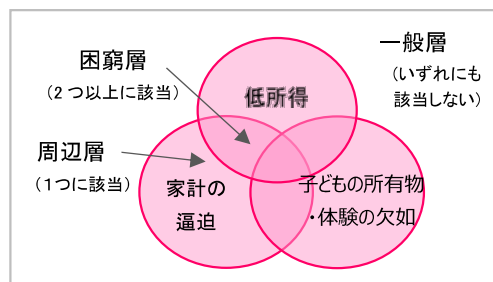
出典：令和4年度「こどもの生活実態調査」（東京都立大学）※

※東京都の「子供の生活実態調査」では、子どもの「生活困難」を以下の3つの要素に基づいて分類した。

- ①低所得：等価世帯所得が厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」から算出される基準(135.3万円)未満の世帯
- ②家計の逼迫：公共料金や家賃の滞納、食料・衣類を買えなかった経験など7項目のうち、1つ以上該当
- ③子どもの体験や所有物の欠如：子どもの体験や所有物などの15項目のうち、経済的な理由で欠如している項目が3つ以上

◆生活困難層の定義

生活困難層	困窮層＋周辺層
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない



イ 児童扶養手当受給者の推移

○児童扶養手当の受給者は、平成26年度以降減少しています。



出典：子育て支援課作成資料

第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

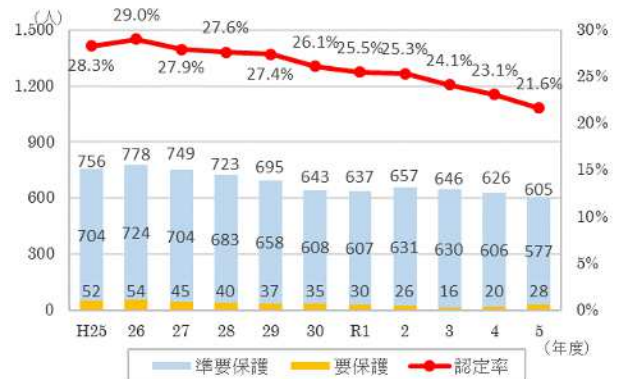
ウ 就学援助受給者数の推移

○就学援助の受給者数について、小学生、中学生ともに減少傾向で推移しています。

就学援助受給者の推移(小学生)



就学援助受給者の推移(中学生)



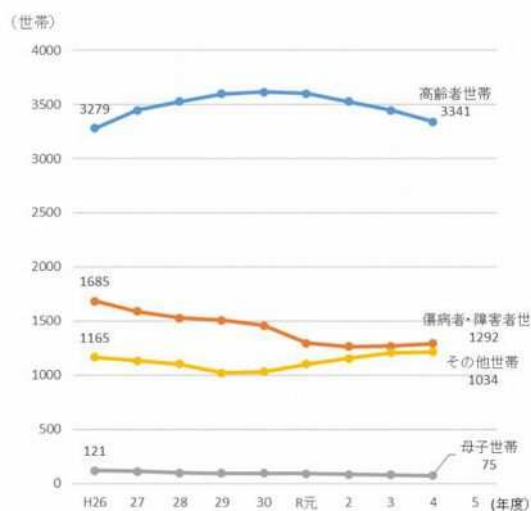
出典：学務課作成資料

エ 生活保護の状況

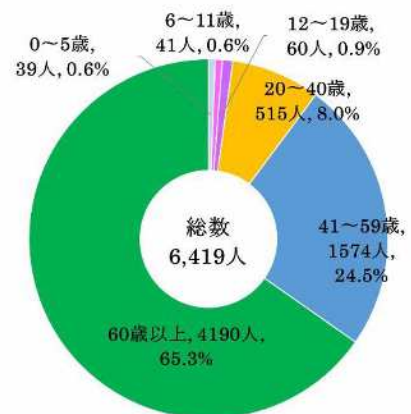
○世帯類型別の被保護世帯の状況は、高齢者世帯の割合が一貫して高く、傷病者・障害者世帯、その他世帯が続く傾向となっています。母子世帯は平成 26 年度からほぼ横ばいの状況が続いています。

○年齢別の被保護人員の構成では、60 歳以上が 65.3%と最も多く、次いで 41～59 歳が 24.5%と、年齢区分の高い順に被保護人員の割合も高くなっています。

世帯類型別被保護世帯状況(年度月平均)



年齢別被保護人員構成(R4 年 7 月 31 日現在)

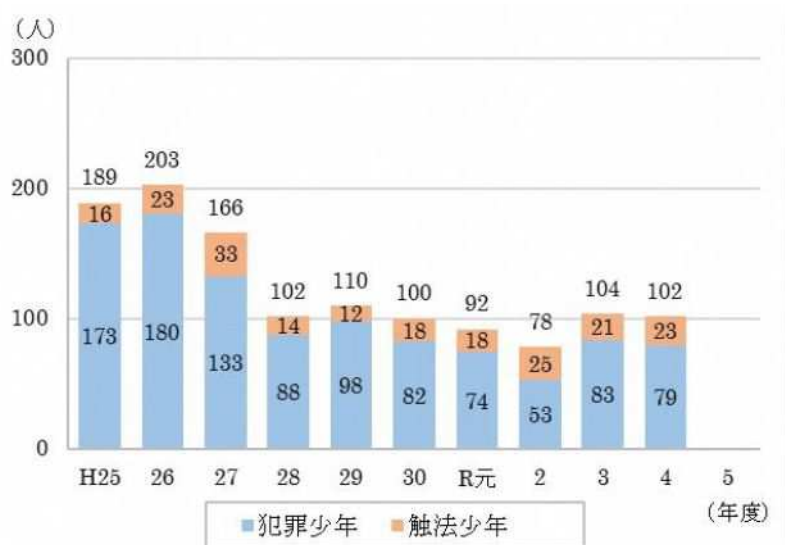


出典：豊島区の社会福祉

第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

⑩非行の状況

○平成 25 年度以降の刑法犯少年の検挙・補導人員は、平成 28 年度に大きく減少し、コロナ禍であった令和 2 年度を除き、100 人前後で横ばいとなっています。



出典：警視庁の統計(豊島区内の池袋・巣鴨・目白警察管内の件数の合計)

※犯罪少年：14 歳以上 20 歳未満の少年で罪を犯した者（交通関係を除く）

※触法少年：14 歳未満の少年で刑罰法令に触れる行為をした者（交通関係を除く）

⑪児童虐待の状況

○児童虐待に対する地域や関係機関の危機感の高まりにより、新規の相談・通告件数が増加傾向にあります。

○年齢別では小学生以下の児童虐待に対する件数が多くを占めており、なかでも 0～3 歳未満では心理的虐待、3～6 歳及び小学生では身体的虐待の主訴が最も多くなっています。



第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況



⑫子ども・若者の相談に関する状況

○教育センターにおける来所相談の件数は、近年増加傾向にありましたが、平成 30 年度は平成 29 年度と比較して相談件数が微減しています。

○教育センターにおける来所相談の件数を主訴別にみると、不登校や発達・障害に関する相談が増加しています。

教育センター来所相談件数の推移 教育センター来所相談の主訴別相談件数の推移

(件)



	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
不登校	117	120	141	147
性格・行動	55	49	49	53
発達・障害	130	134	158	168
精神・身体	16	18	24	21
進路・適性	42	36	36	25
家庭生活	53	57	65	60
学校生活	4	4	6	4
その他	1	1	2	1
合計	418	419	481	479

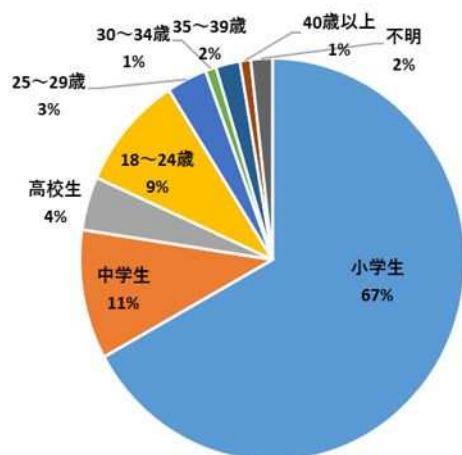
出典: 豊島区の教育



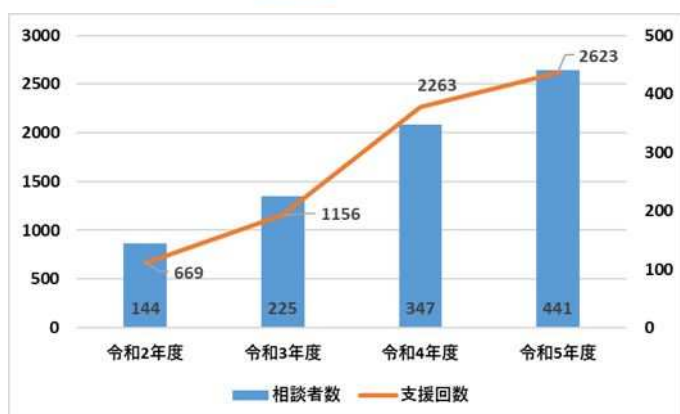
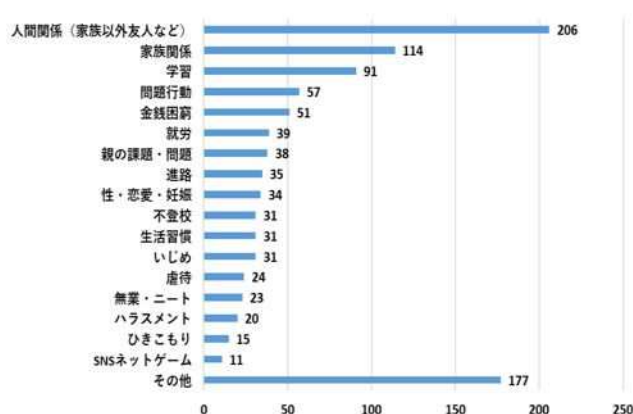
第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

○平成 30 年度に開始した子ども若者総合相談「アシスとしま」について、登録相談者数を年代別にみると小学生が最も多く、相談内容別に相談件数をみると「人間関係」が最も多く、次いで「家族関係」が多くなっています。

「アシスとしま」年代別登録相談者数
令和 5 年度(総数 441 人)



「アシスとしま」相談内容別相談件数(重複有)
令和 5 年度



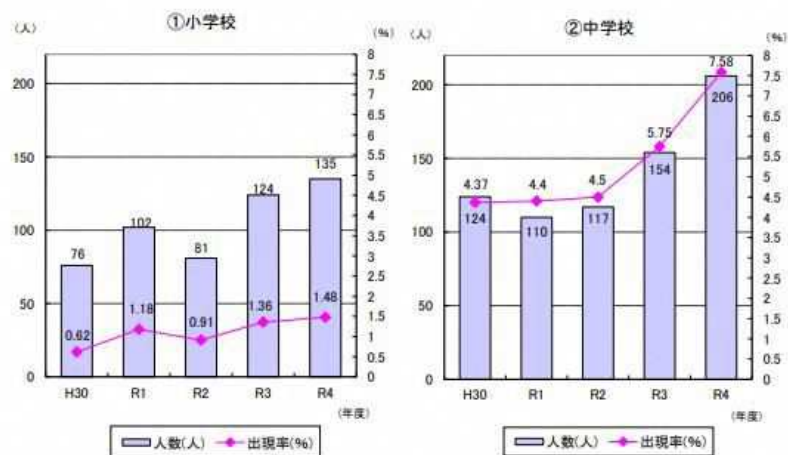
○相談者数、支援回数は年々増加しています。

出典: 子ども若者課作成資料

⑬不登校・ひきこもりの状況

不登校児童・生徒の推移

○不登校児童・生徒数は、小学校・中学校ともに増加しています。
○令和 3 年 7 月に設置したひきこもり相談窓口への相談件数は増加しています。



出典:「令和4年度 区不登校調査」

第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

ひきこもり相談新規件数

	令和3年度	令和4年度
ひきこもり相談新規件数 (年間)	79件	86件

出典:福祉総務課作成資料

⑭自殺者数の推移

- 15 歳から 39 歳の死因のトップは自殺となっています。
- 厚生労働省が、全国の令和 5 年中における自殺のうち、遺書等により推察できる原因・動機をまとめた資料によると、19 歳までは学校問題、20 代・30 代は健康問題、特にうつ病などの精神疾患の悩み・影響が多くなっています。

15～39 歳の主要死因分類(令和 5 年)



出典:豊島区の保健衛生

【参考】

原因・動機特定者の原因・動機別(全国)

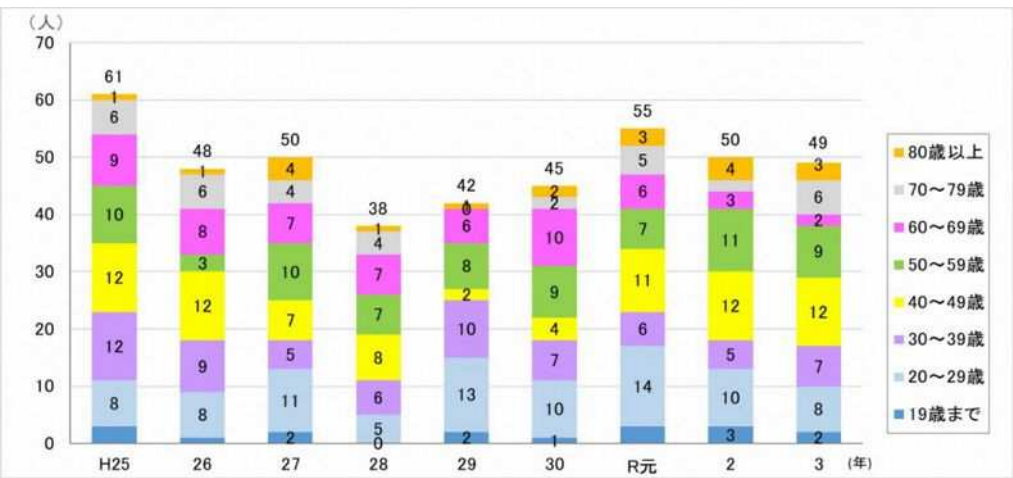
	～19歳	20～29歳	30～39歳
家庭問題	155	358	574
健康問題	263	1,005	1,130
経済・生活問題	32	531	771
勤務問題	29	491	547
男女問題	70	358	187
学校問題	326	195	3
その他	106	246	216
合計	981	3,184	3,428

出典:厚生労働省 令和 5 年中における自殺の状況

注)自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。

注)遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上することとしたため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者の和とは一致しない。

自殺者数の推移



出典:豊島区の保健衛生

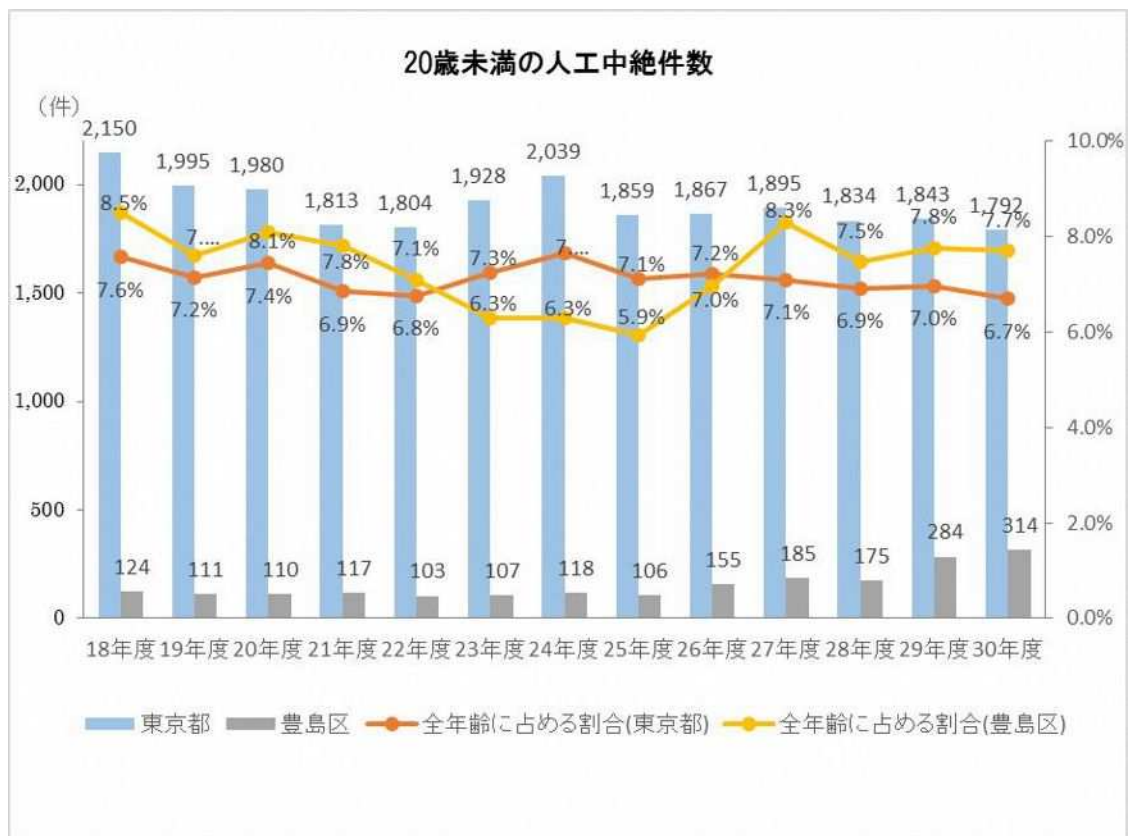
第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

⑮10代の出産・人工中絶件数（東京都・豊島区）

○平成30年の豊島区における20歳未満の母による出生数は4件、人工中絶数は314件です。全年齢の人工中絶数のうち20歳未満が占める割合は7.7%となっています。



出典：東京都福祉保健局 人口動態統計年報(確定数)、豊島区の保健衛生



出典：豊島区の保健衛生、厚生労働省 衛生行政報告例(各年度)

(2) 子ども・若者や保護者の意識・意向

豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度）では、計画の進捗を測る指標を設定し、施策を展開してきました。それら指標の進捗を測るため、令和5年11月に区の子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況・生活実態・意識等の現状を把握するアンケート調査を実施しました。

【子ども・若者の実態・意識に関するアンケート調査概要】

区民調査					
対象者		子ども・若者の年齢	配付数	回収数	回収率
保護者	①就学前児童保護者	0～5 歳	1,500	816	54.4%
	②小学校 1～3 年生保護者	6～8 歳	750	376	50.1%
	③小学校 4～6 年生保護者	9～11 歳	750	281	37.5%
	④中学生の保護者	12～14 歳	750	246	32.8%
	⑤高校生等の保護者	15～17 歳	750	209	27.9%
子ども 若者	⑥小学校 4～6 年生本人	9～11 歳(上記③の子ども)	750	213	28.4%
	⑦中学生本人	12～14 歳(上記④の子ども)	750	180	24.0%
	⑧高校生等本人	15～17 歳(上記⑤の子ども)	750	148	19.7%
	⑦若者	18～29 歳	1,500	280	18.7%
小 計			8,250	2,760	33.5%
子ども施設職員・地域団体等調査					
区分	対象者		配付数	回収数	回収率
①区施設職員	保育園、幼稚園、小中学校、子どもスキップ、中高生センタージャンプ、教育センター、区民ひろば、子ども家庭支援センター、池袋保健所、長崎健康相談所、児童相談所の職員		300	278	92.7%
②地域団体	町会、民生委員・児童委員、保護司、青少年育成委員、社会福祉協議会		350	220	62.9%
小 計			650	498	76.6%
合 計			8,900	3,258	36.6%

※次ページ以降の「前回調査」とは、平成31年に実施した「(仮称)豊島区子ども・若者総合計画策定のためのアンケート調査」を指します。なお、調査の対象及び配布数は上記と同様で、回収率は39.5%でした。

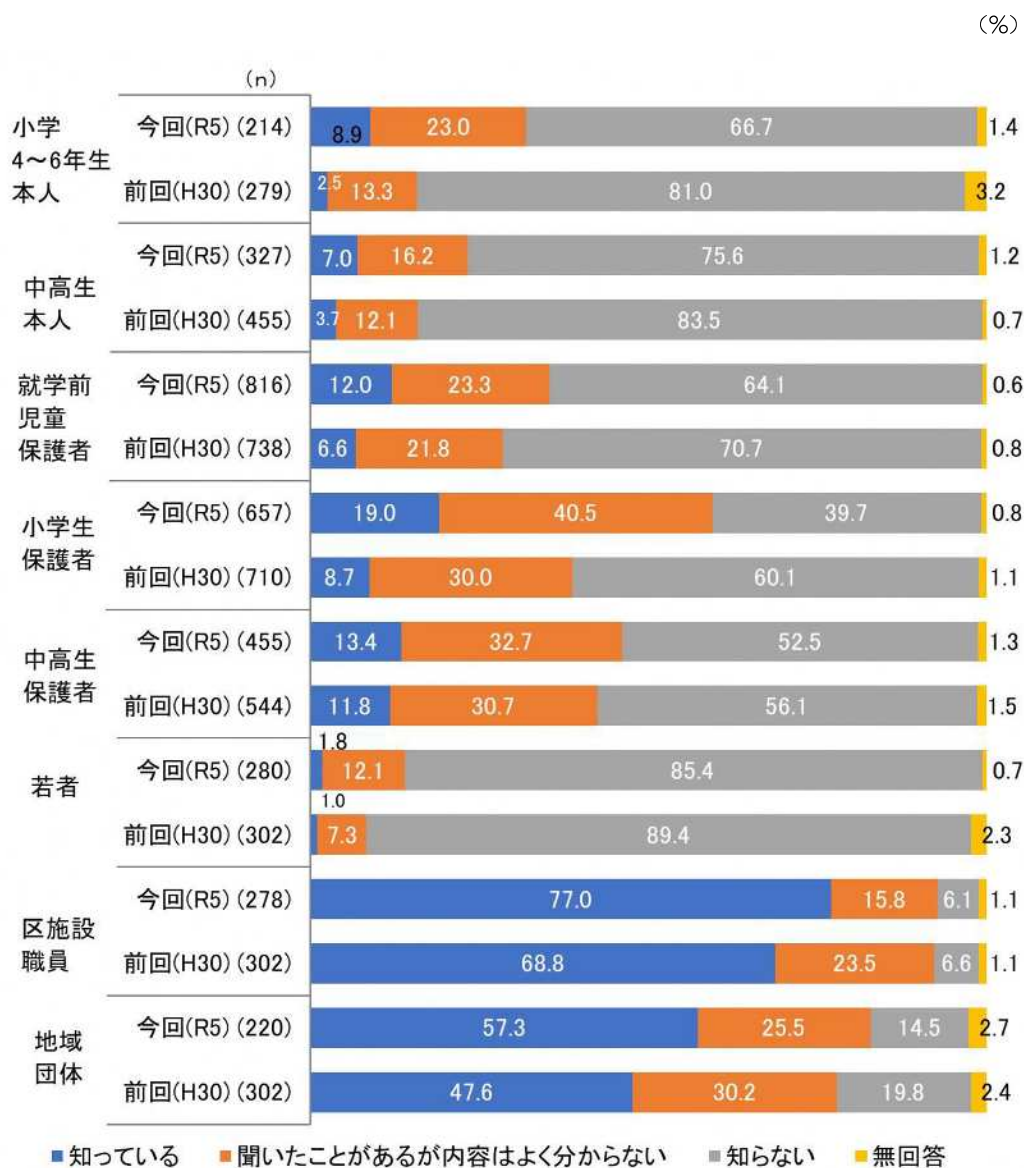
第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

① 子どもの権利に関する意識・意向

「豊島区子どもの権利に関する条例」認知度

豊島区子どもの権利に関する条例について、「知っている」と回答した小学 4～6 年生は 8.9%、中高生は 7.0%、若者は 1.8%、保護者は 12.0%～19.0%でした。

条例の認知度は、子ども・若者、保護者ともに 5 年前と比較して向上していますが、条例を知らない子ども・若者、保護者が 8 割以上となっています。

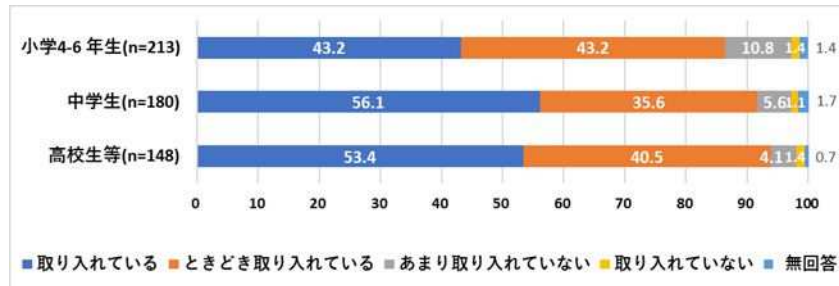


子どもの意見表明と参加（家庭）

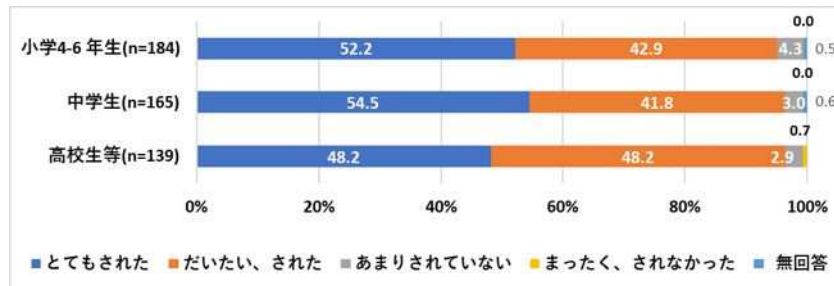
子ども本人は、約5割が「自分の意見を聴いてもらえる」、「意見や思いはとても大切にされている」と回答しています。保護者の約7割が普段家庭で子どもの話を「よく聞いている」と回答し、約6割が家庭で何かを決める時に子どもの意見や考えを「取り入れている」と回答しています。

子ども本人

■家で何かを決めるとき、あなたは意見を言えるようになっていきますか

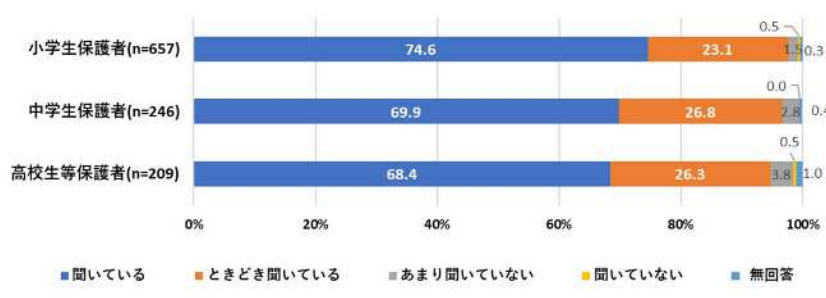


■家であなたの意見や思いは大切にされましたか

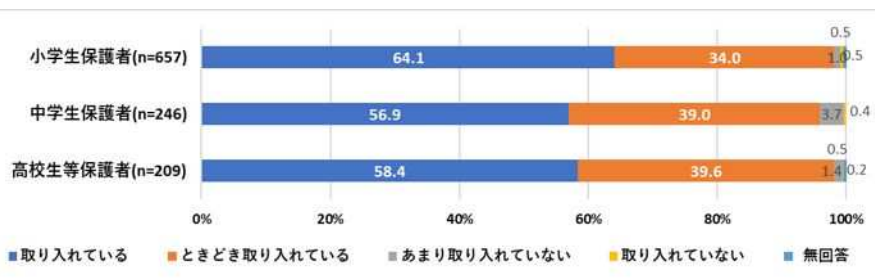


保護者

■あなたは、ふだん家で子どもの話をよく聞いていますか



■あなたは、家で何かを決めるとき、子どもの思いや考えを取り入れていますか



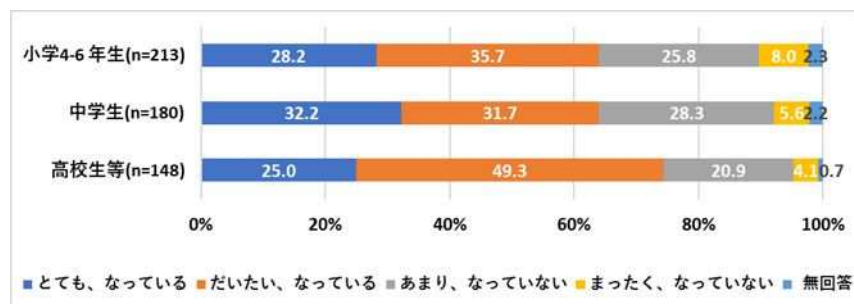
第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

子どもの意見表明と参加（学校）

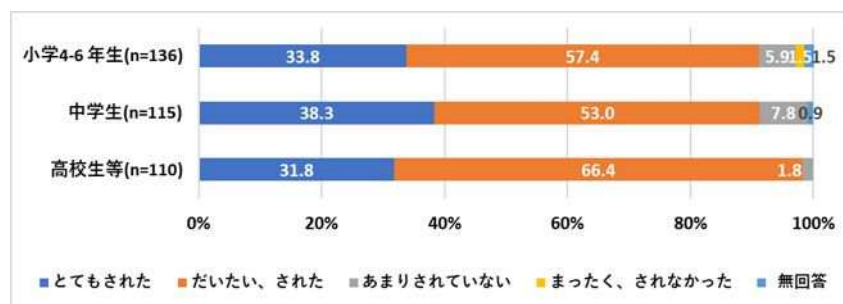
子ども本人は約3割が「自分の意見を言える」、「意見や思いはとても大切にされている」と回答しています。区立小中学校職員の約3割が子どもの気持ちや意見を「受け止めることができている」と回答し、約1割が子どもから聞いた意見を「反映させたり実現させたりすることができている」と回答しています。

子ども本人

■学校で何かを決めるとき、あなたは意見を言えるようになっていきますか

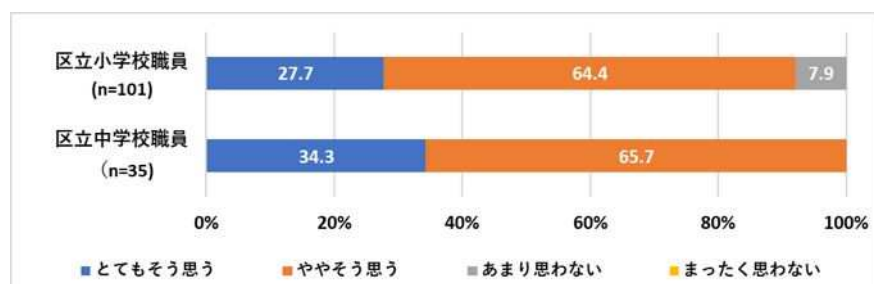


■学校であなたの意見や思いは大切にされましたか

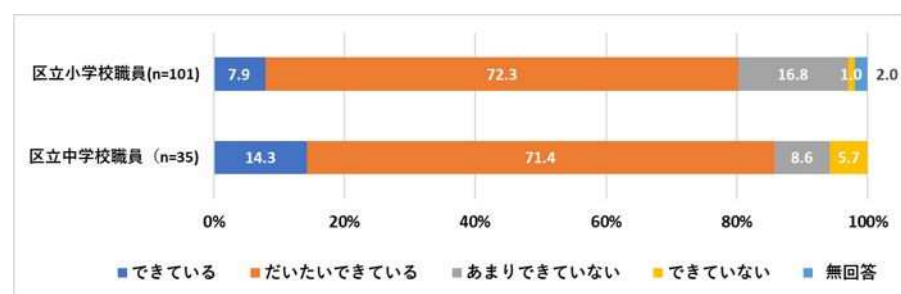


区立小中学校職員

■あなたは、子どもの気持ちや意見を聞くこと（受け止めること）ができていますか



■あなたは、子どもから聞いた意見を、実際に反映させたり実現させたりすることができていますか



第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

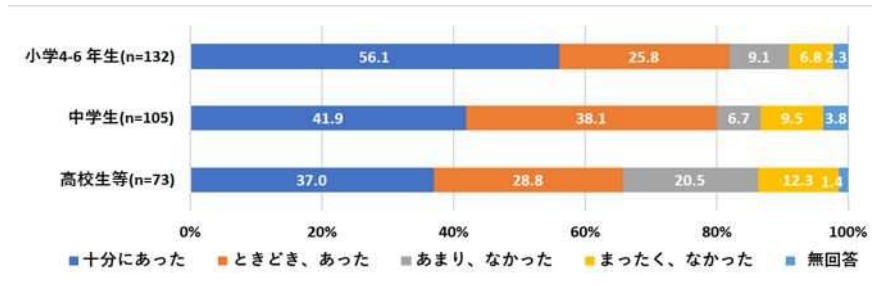
子どもの意見表明と参加（地域）

子ども本人は約4～5割が、地域で何かをしたり、決めたりする時に「大人から事前の説明が十分にあった」と回答し、約1割が「自分の意見を聴いてもらえる」と回答しています。

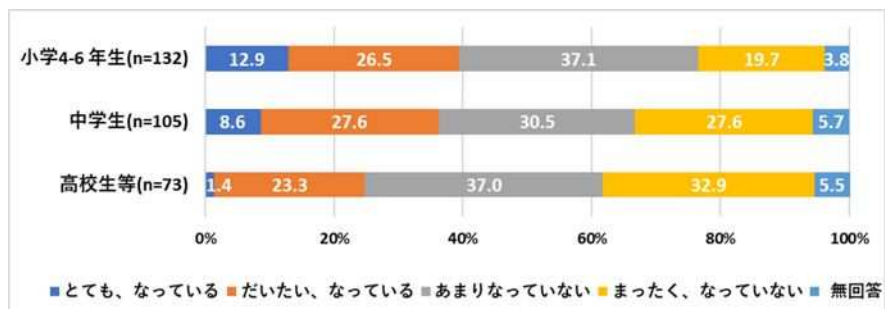
地域団体等の約2割が子どもの気持ちや意見を「受け止めることができている」と回答し、約1割が子どもから聴いた意見を「反映させたり実現させたりすることができている」と回答しています。

子ども本人

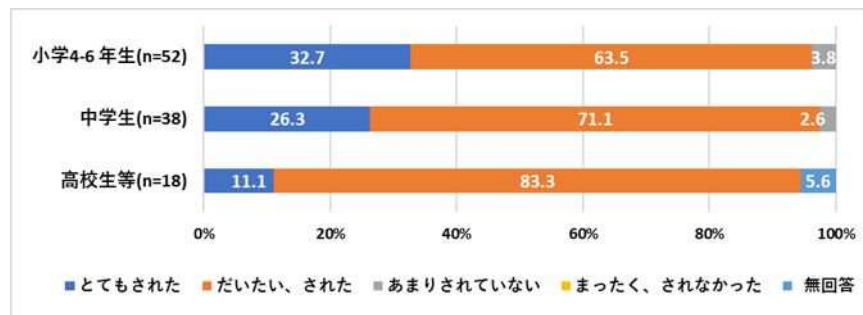
■地域で何かをしたり、決めたりするとき、大人から事前の説明がありましたか。



■地域で何かをしたり、決めたりするとき、あなたは意見を言えるようになっていきますか。



■地域であなたの意見や思いは大切にされましたか



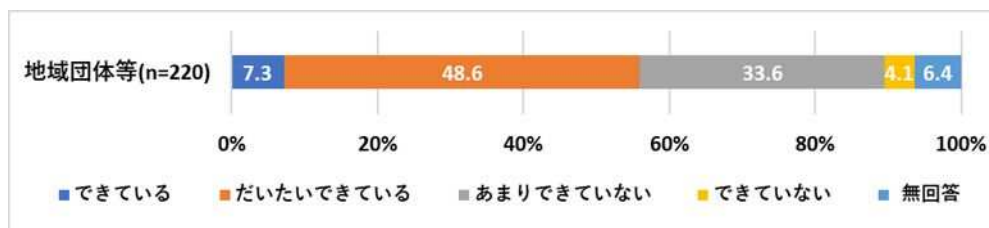
地域

■あなたは、子どもの気持ちや意見を聞くこと（受け止めること）ができていますか



第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

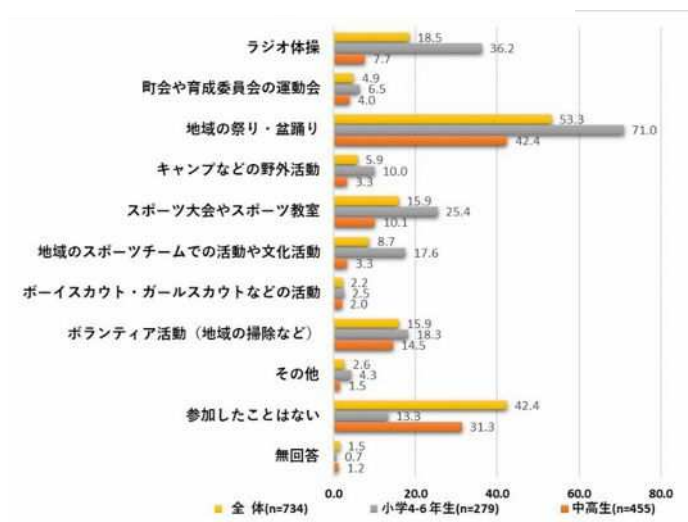
■あなたは、子どもから聞いた意見を、実際に反映させたり実現させたりすることができていますか



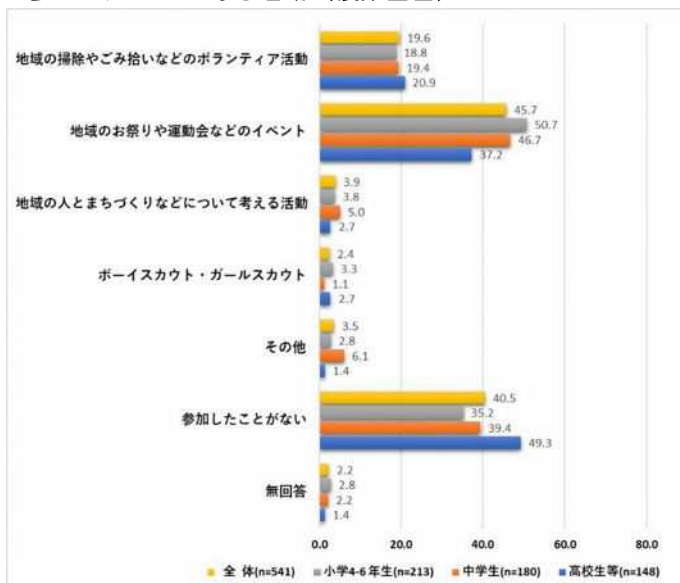
地域活動への参加状況

参加したことがある地域活動について、約4割の子どもが「参加したことがない」と回答しており、5年前と比較して地域活動への参加状況が低くなっています。コロナ禍による地域活動自体の縮小が要因であることが伺えます。

【H30】この一年間に参加したことがある活動（複数回答）



【R5】これまでに参加したことがある活動（複数回答）

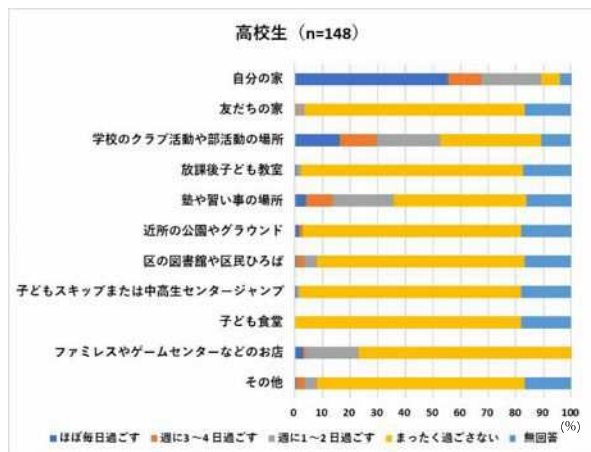
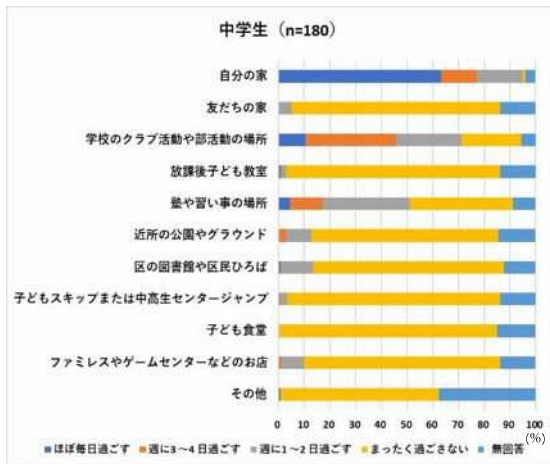
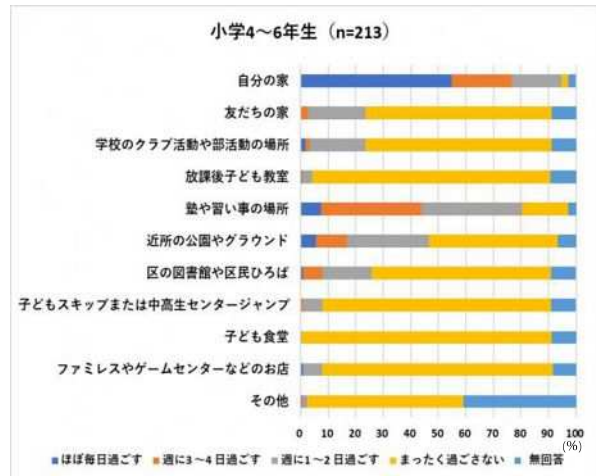


第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

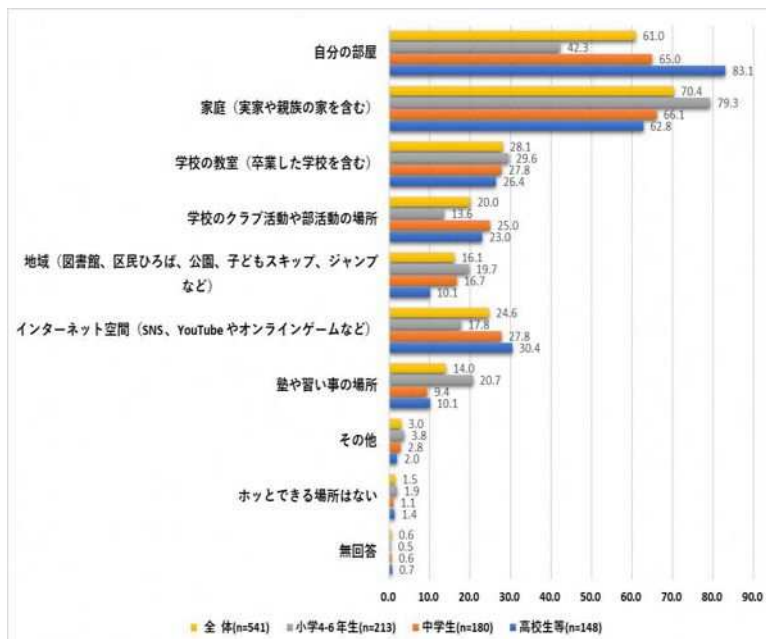
子どもの居場所

■放課後に過ごす場所はどこですか

- いずれの年代の子どもも自分の家で過ごす割合が高くなっています。
- 小学生は、塾や習い事、公園やグラウンドで過ごすことが多くなっています。
- 中高生は、学校のクラブ活動や部活動、塾や習い事をして過ごすことが多くなっています。



■ホッとする場所はどこですか（複数回答）



- いずれの年代の子どもも自分の部屋や家庭、学校の教室が居場所であると回答する割合が高くなっています。

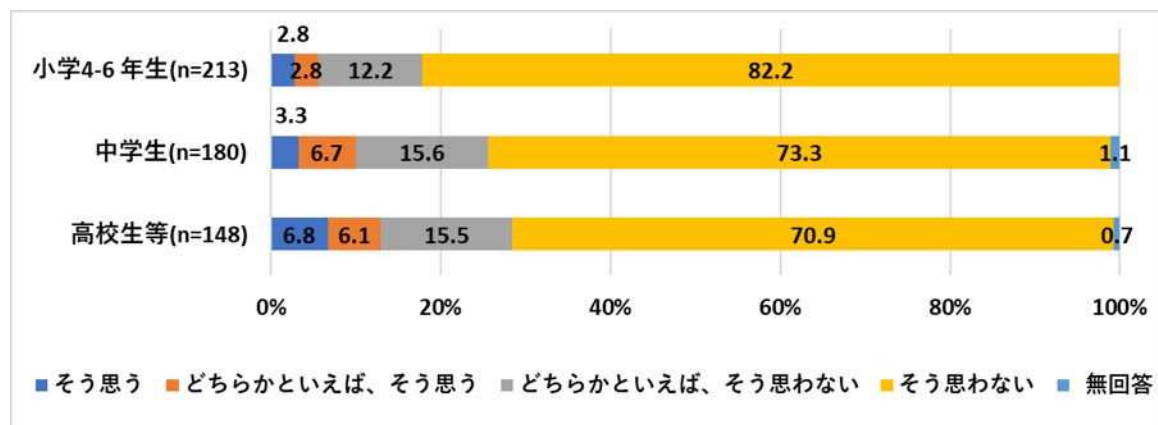
- 小学生は、地域や塾・習い事を居場所とする回答が2割を占めています。

- 中高生は、学校のクラブ活動や部活動の場所、インターネット空間を居場所と回答する割合が高くなっています。

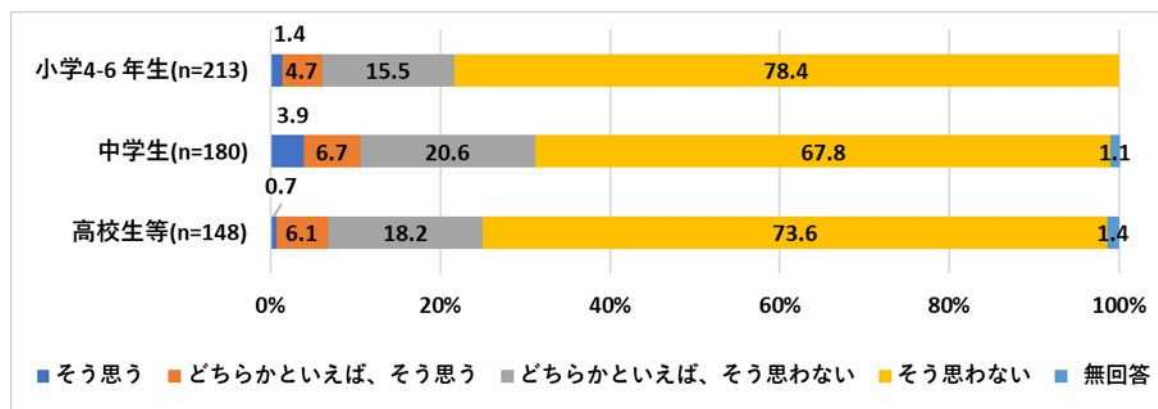
第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

子どもの約2割が「自分には話せる人がいない」、「自分はまわりから取り残されている」と感じています。また、2割弱の若者が「自分はひとりぼっち」と感じています。

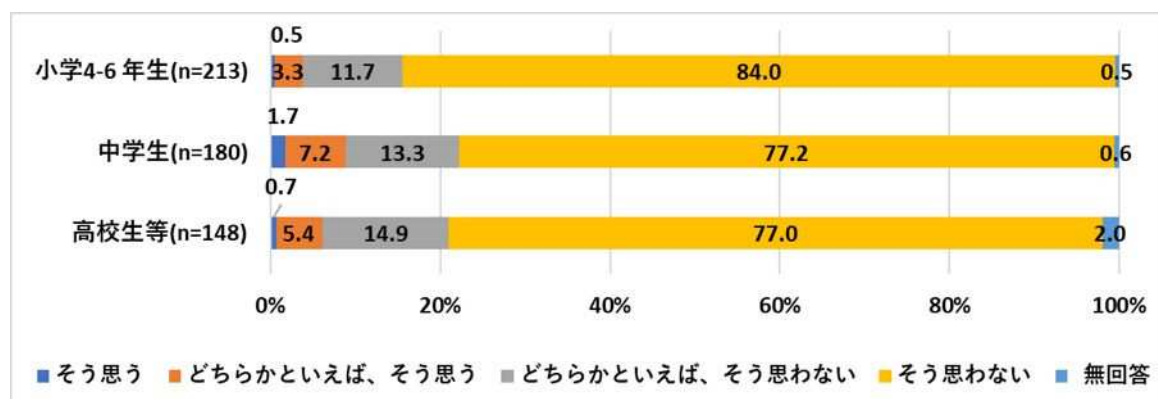
■あなたは、自分には話せる人がいないと思いますか



■あなたは、自分はまわりから取り残されていると思いますか



■あなたは、自分はひとりぼっちだと思いますか

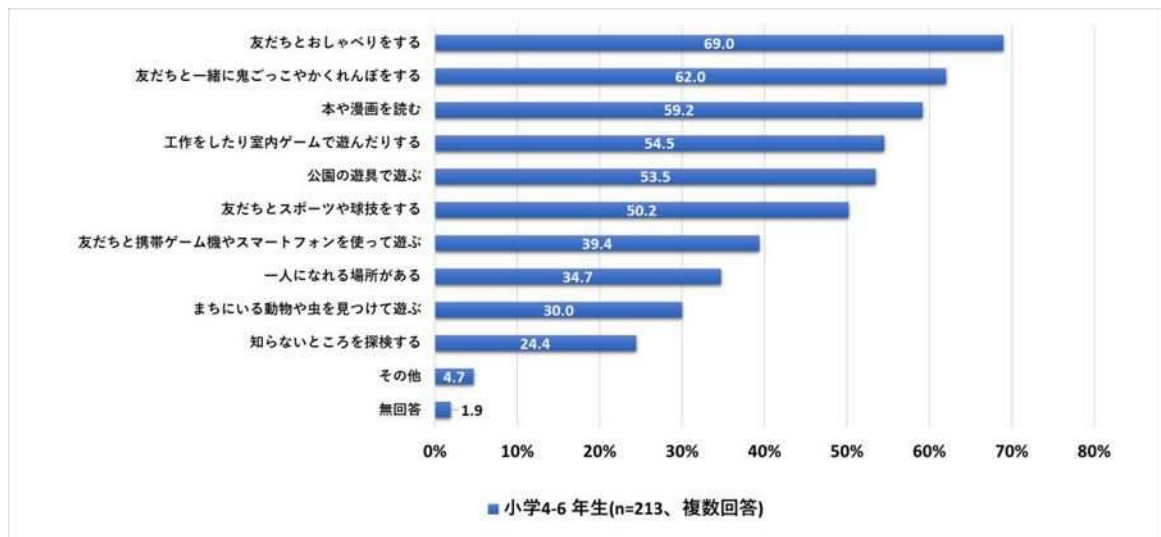


第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

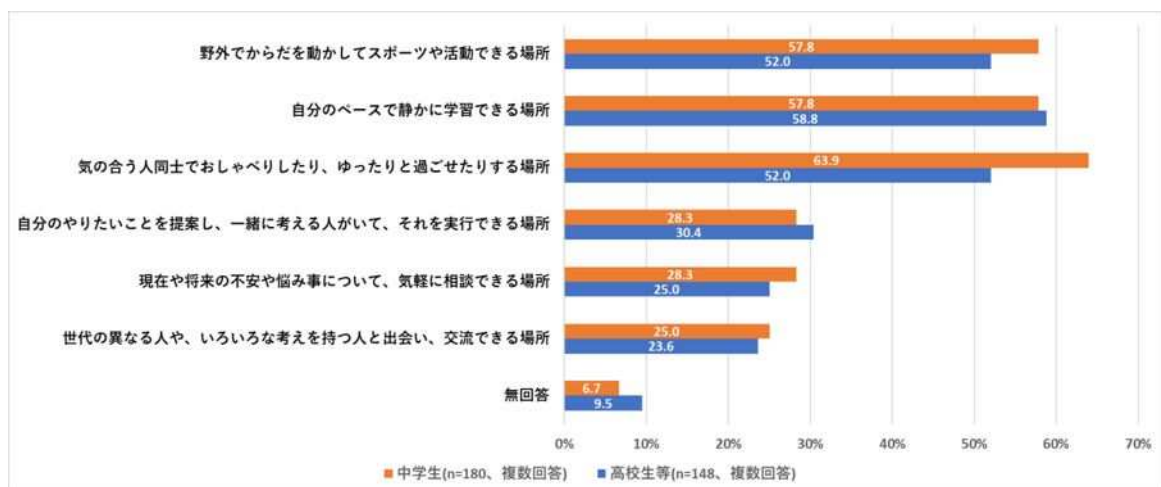
小学生へ地域の中にどんな遊び場所があるといいと思うかを聞いたところ、「友だちとおしゃべりをする場所」が最も多く、全体の約7割となっています。次いで、「友だちと一緒に鬼ごっこやかくれんぼをする場所」、「本や漫画を読む場所」、「工作をしたり室内ゲームで遊んだりする場所」、「公園の遊具で遊ぶ」が続きました。

また、中高生等へ地域の中にどのような場所があるとよいと思うかを聞いたところ、約半数が「気の合う人同士でおしゃべりしたり、ゆったりと過ごせたりする場所」、「自分のペースで静かに学習できる場所」、「野外でからだを動かしてスポーツ活動ができる場所」と回答しました。いずれの選択肢に対しても2割以上の中高生等があるとよいと回答しています。

■あなたは、地域の中にどんな遊びができる場所があるといいと思いますか



■あなたは、地域の中にどのような場所があるとよいと思いますか

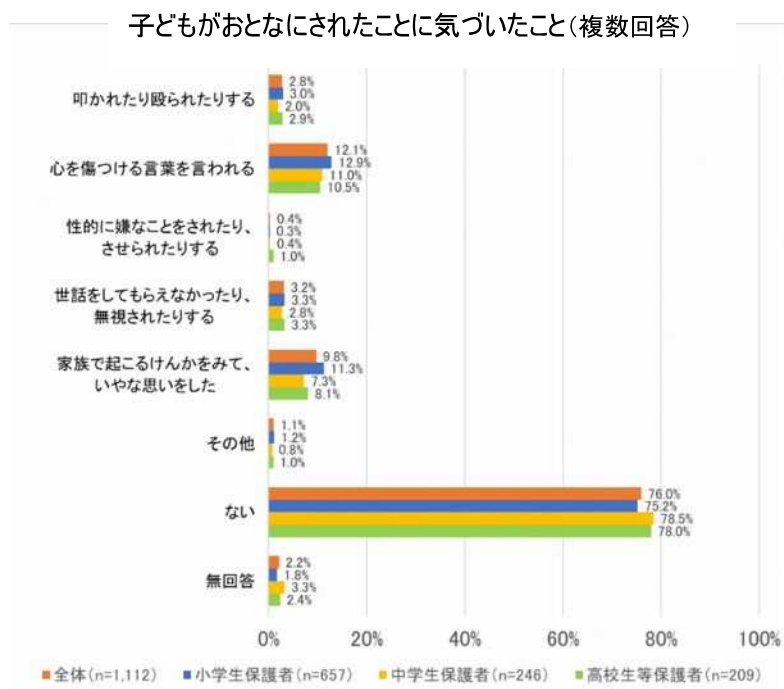


第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

子どもの権利侵害の状況

○虐待の経験について

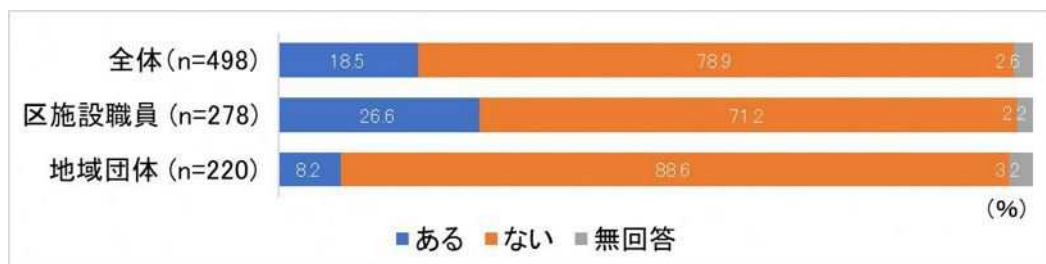
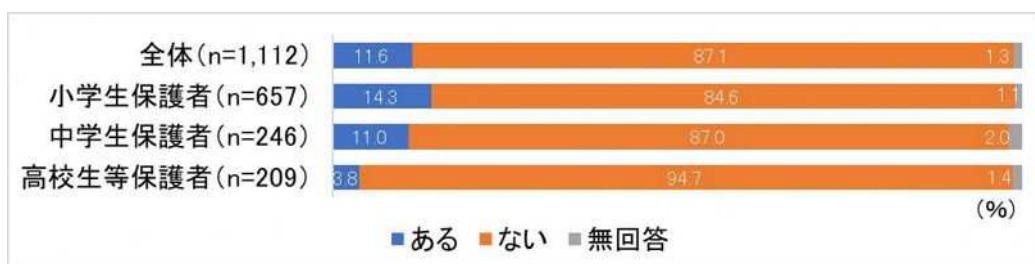
小学 4～6 年生及び中高生の保護者の約 2 割が、おとなとの関わりの中で子どもが困難に直面していることに気づいたと回答しています。特に「心を傷つける言葉を言われる」、「家族で起こるけんかを見て、いやな思いをした」ことが多くなっています。



○いじめの経験について

保護者及び区施設職員、地域団体の約 1 割から 3 割が自身や身の回りのこどものいじめ(いじめられる・いじめているの両方を含む)に気づいたことがあると回答しています。

いじめに気づいたことの有無

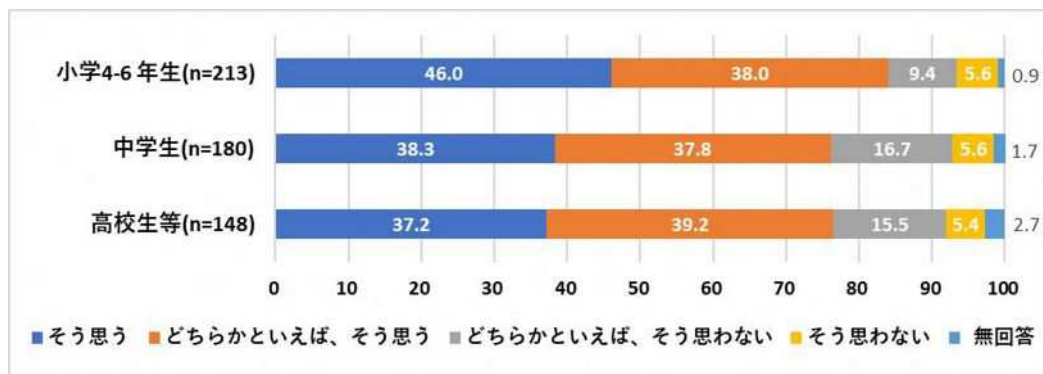


② 子どもの意識・意向

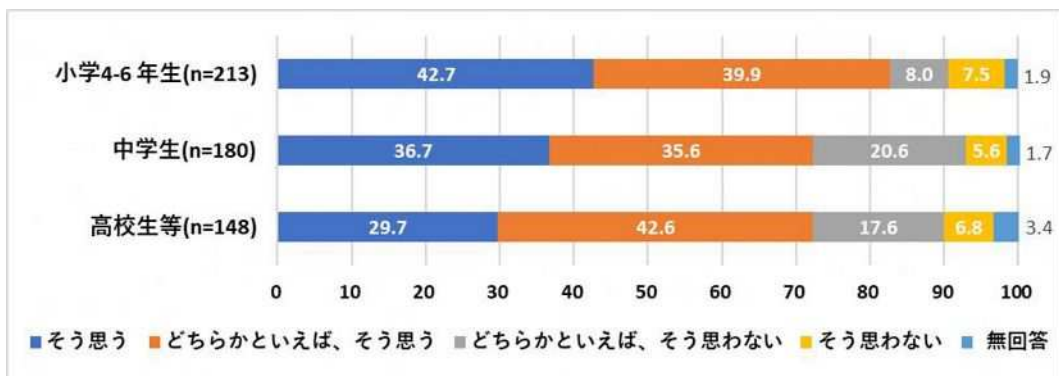
子どもの自己肯定感・自己有用感

自分を好きかという質問では、小学4～6年生は「好き」が、中高生では「どちらかといえば好き」が最も多くなっており、年代が上がるにつれて「好き」が少なくなる傾向があります。「自分の将来は明るいと思う」と回答する子どもが約3～4割である一方、1割程度の子どものみが、「自分が役に立たないと強く感じている」と回答しています。

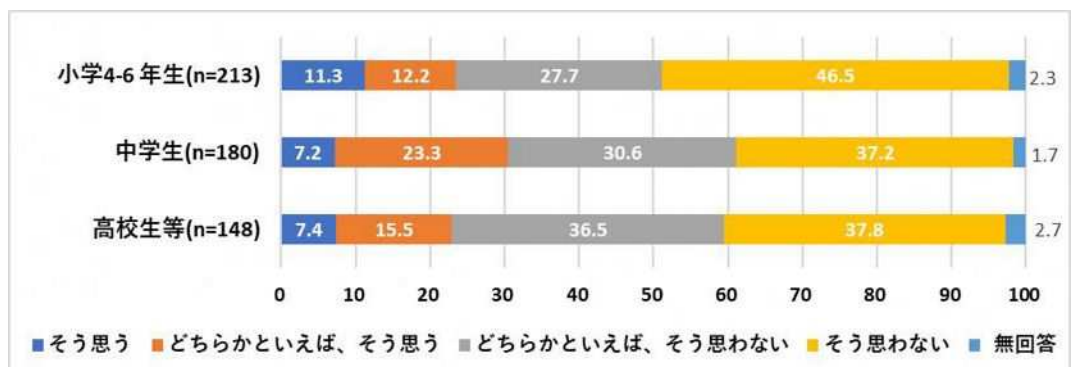
○自分を好きだと思っているか



○自分の将来は明るいと思っているか



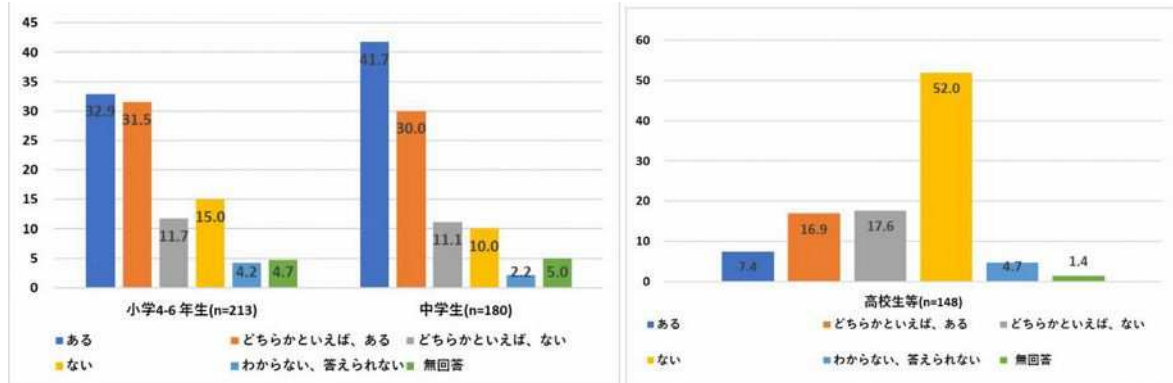
○自分が役に立たないと強く感じているか



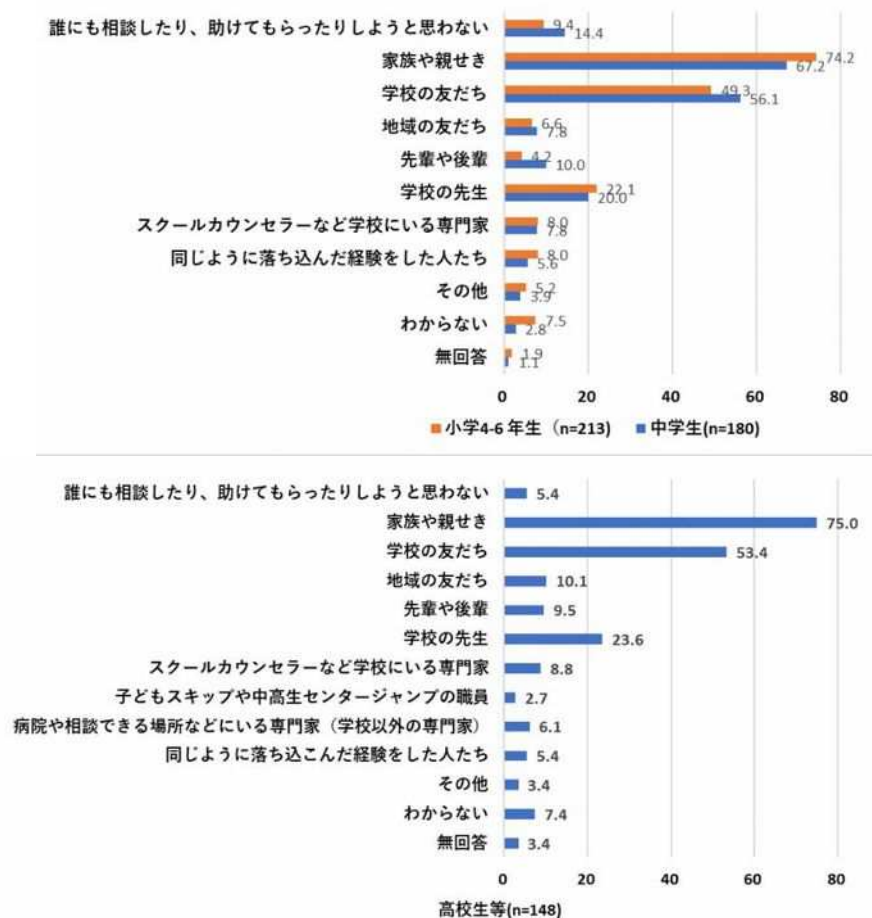
第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

悩みや困っていることについて

- 今までにものごとがうまくいかずに落ち込んだ経験はありますか（小中学生）
- 今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったことがありますか（高校生等）



- ものがうまくいかずに落ち込んだときに、どういった人に相談しますか（小中学生）
- 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったときに、どういった人に相談しますか（高校生等）



○ 小中学生の約 3～4 割がものがうまくいかずに落ち込んだ経験があると回答しています。

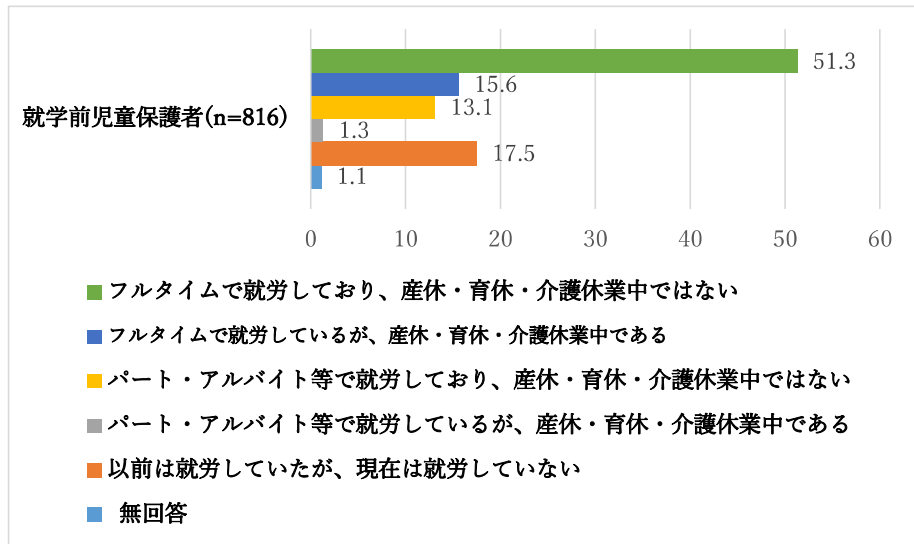
○ 高校生等の約 2 割が社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなった経験があると回答しています。

○ 落ち込んだり、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなった時の相談先は、「家族や親せき」、「学校の友達」「学校の先生」と回答した割合が高くなっています。

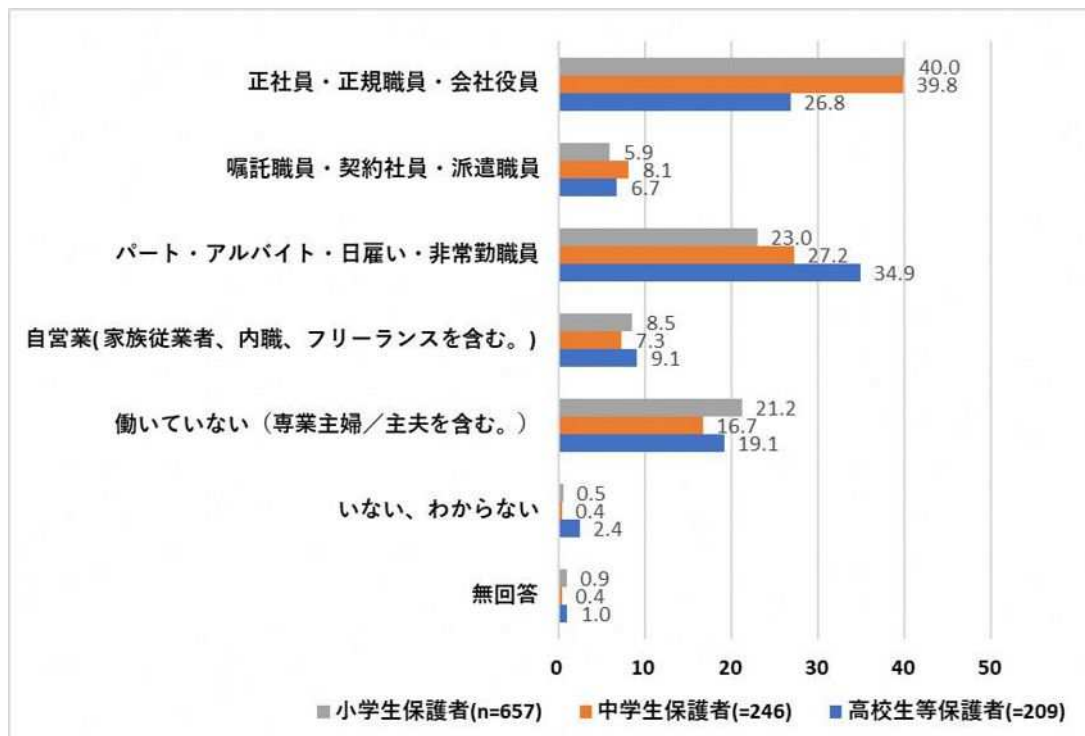
③ 保護者の意識・意向

母親の就労状況

就学前児童保護者の約6割が「フルタイムで就労している」と回答しています。一方で2割弱の就学前児童保護者は、「現在は就労していない」と回答しています。



小中学生保護者の約4割、高校生等保護者の約3割が「正社員・正規職員・会社役員」として就労していると回答しています。また、子どもの年次が進むとともに、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」として就労していると回答する保護者の割合が高くなる傾向が見えます。

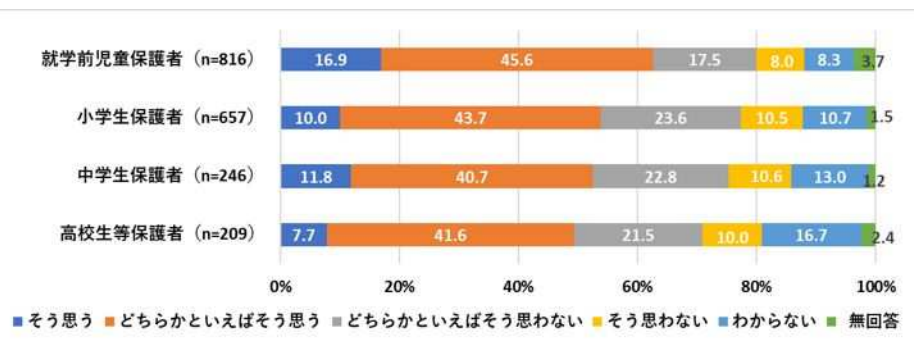


第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

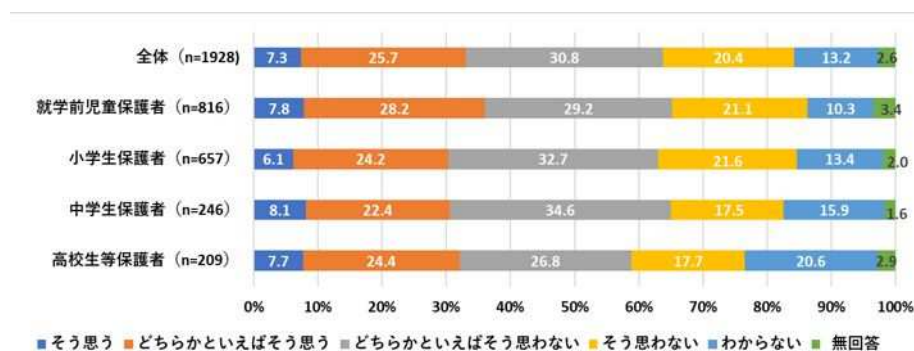
子育て環境への意識・意向

就学前保護者の約6割が、小中学生・高校生等保護者の約5割が「安心して子どもを産む環境づくりができています」と回答している一方で、約1割の保護者が「そう思わない」と回答しています。

■安心して子ども産む環境づくりができていますか

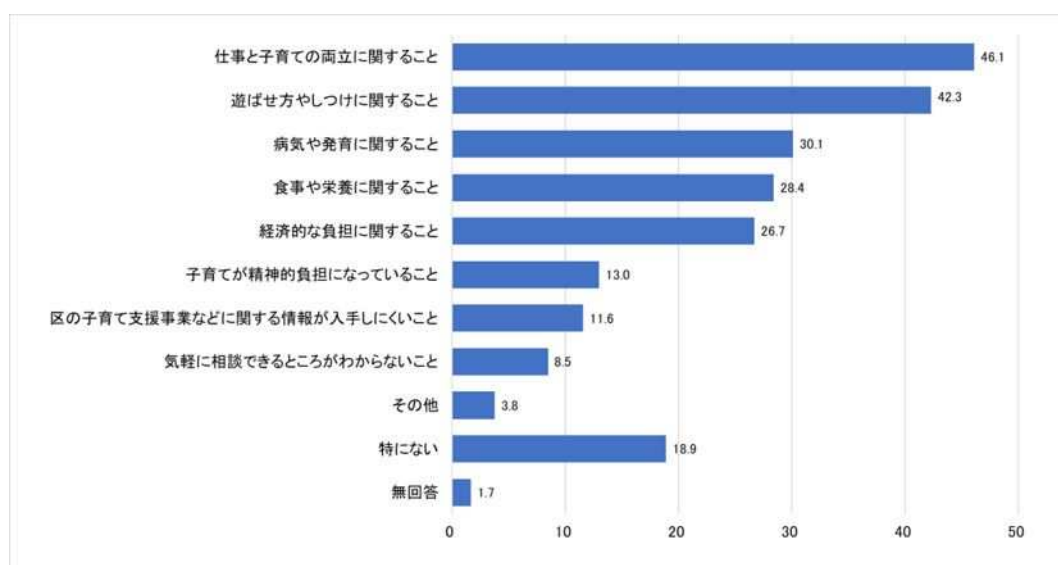


■子育てを視野に入れた住宅対策や道路・施設整備が行われていると思いますか



育児に関して特に不安なことや悩んでいることとしては、「仕事と子育ての両立に関すること」と回答する保護者が最も多く、「遊ばせ方やしつけに関すること」、「病気や発育に関すること」、「食事や栄養に関すること」、「経済的な負担に関すること」が続いています。

■育児に関して、特に不安なことや悩んでいることはありますか（就学前保護者、n=816）



定期的な教育・保育事業の利用の有無（就学前保護者）

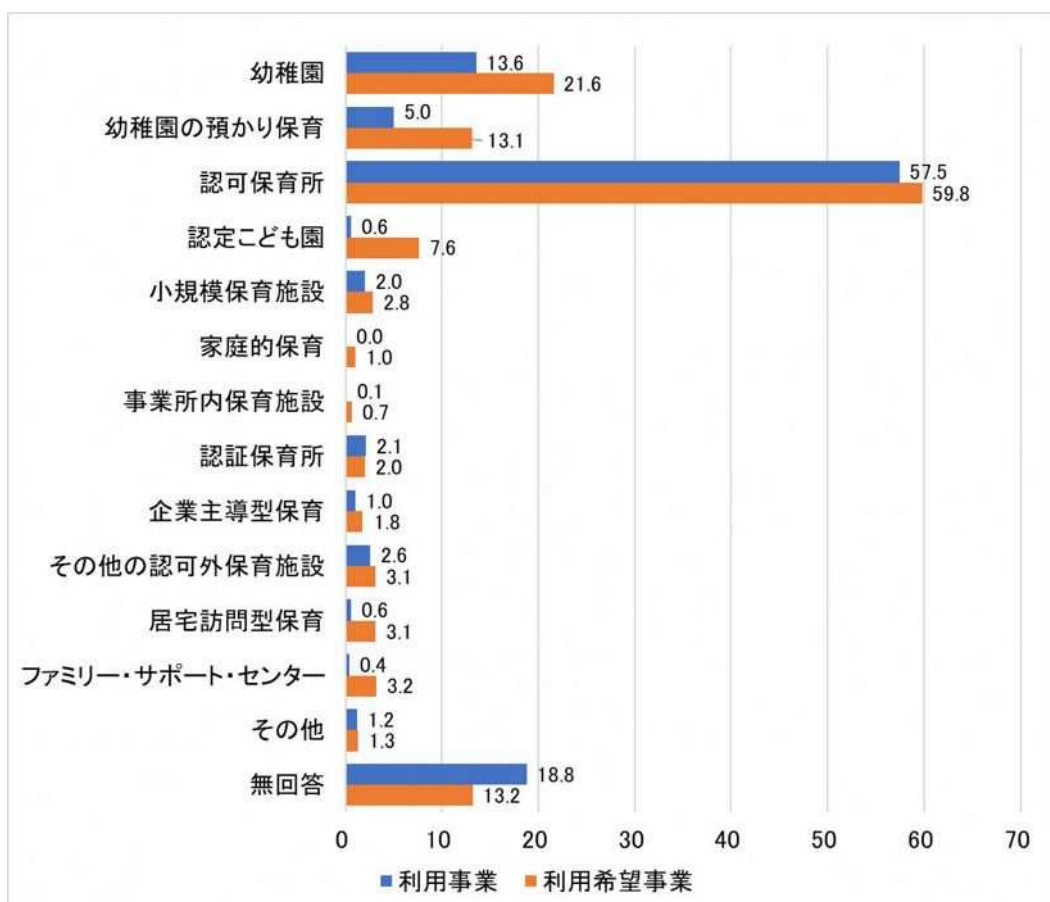
前回調査と同様に就学前保護者の約 8 割が幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答しています。



平日に利用している定期的な教育・保育事業（就学前保護者）

平日に利用している定期的な教育・保育事業について、「認可保育所」が 57.5%と最も多くなっています。平日に利用を希望する定期的な教育・保育事業は、「認可保育所」への回答が 59.8%を占め、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」と続いています。

(n=816、複数回答)



(%)

第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

定期的な教育・保育事業を選ぶ際に重視していること（就学前保護者）

全体的な傾向として、「自宅の近く」「園長・保育士・職員スタッフ等の対応や園の印象がよい」が重視する点とされています。

また、「施設・設備が整っている」「兄弟姉妹が通っている」「延長保育に対応している」「保育だけではなく、様々な教育プログラムを提供している」も多く選択されています。

回答者数:816

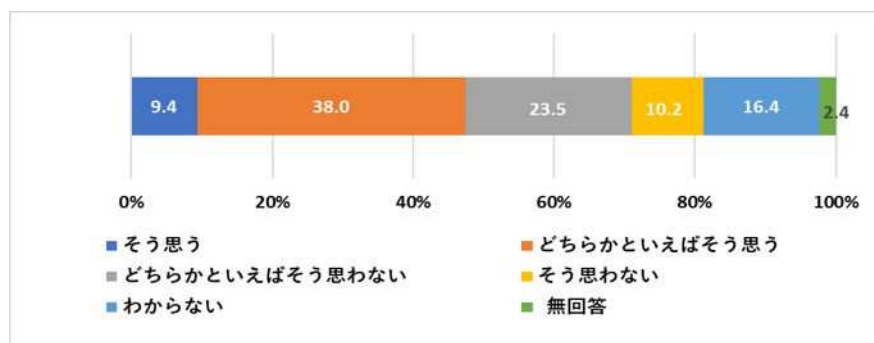
(単位: %)

選択項目	優先順位1	優先順位2	優先順位3	優先順位4	優先順位5
自宅の近く	① 57.6	② 15.3	⑤ 8.0	5.6	4.3
子どもが将来通う小学校のある居住地区内にあること	1.1	4.9	2.8	1.8	2.5
職場の近く	0.6	2.0	1.1	1.0	1.1
駅の近く	0.6	3.9	3.4	2.1	1.3
兄弟姉妹が通っている	③ 5.1	⑤ 8.7	5.1	3.3	3.7
延長保育に対応している	⑤ 2.9	8.1	④ 8.2	⑤ 6.9	8.8
夜間や休日保育に対応している	0.2	0.5	1.0	1.3	1.1
乳児保育を実施している	0.1	2.1	1.1	1.3	1.6
病院や病後児の対応を行っている	0.1	0.9	1.0	1.8	1.5
施設・設備が整っている	2.5	③ 10.3	③ 12.5	② 13.8	⑤ 9.1
送迎サービスを行っている	0.6	0.6	0.6	0.7	1.3
給食を提供している	2.0	④ 10.0	② 14.8	③ 12.0	② 9.6
地域の評判がよい	1.1	4.5	6.5	6.7	7.7
保育料が安い	0.2	1.0	2.7	2.8	3.3
行事が充実している	0.4	1.1	3.2	6.5	③ 9.4
園長・保育士・職員スタッフ等の対応や園の印象がよい	② 18.5	① 19.6	① 16.8	① 15.0	④ 9.1
保育だけでなく、様々な教育プログラムを提供している	④ 4.7	4.4	7.2	④ 7.8	① 12.3
その他	1.1	0.7	0.6	0.7	1.5
無回答	0.5	1.3	3.3	8.6	10.9

“地域の子育て力” 向上のために有効な取組

約5割の保護者が「地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われている」と回答しています。

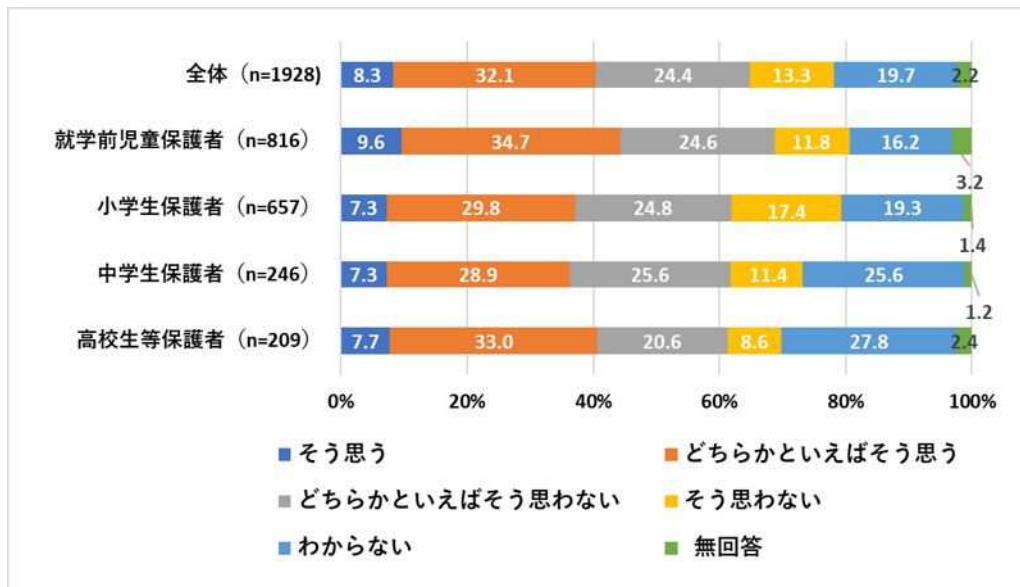
■地域における子育て支援や見守り活動が活発に行われていると思いますか（就学前・小中高校生等保護者、n=1928）



約4割の保護者が「職業生活と家庭生活を両立するための支援が行われている」と回答しています。

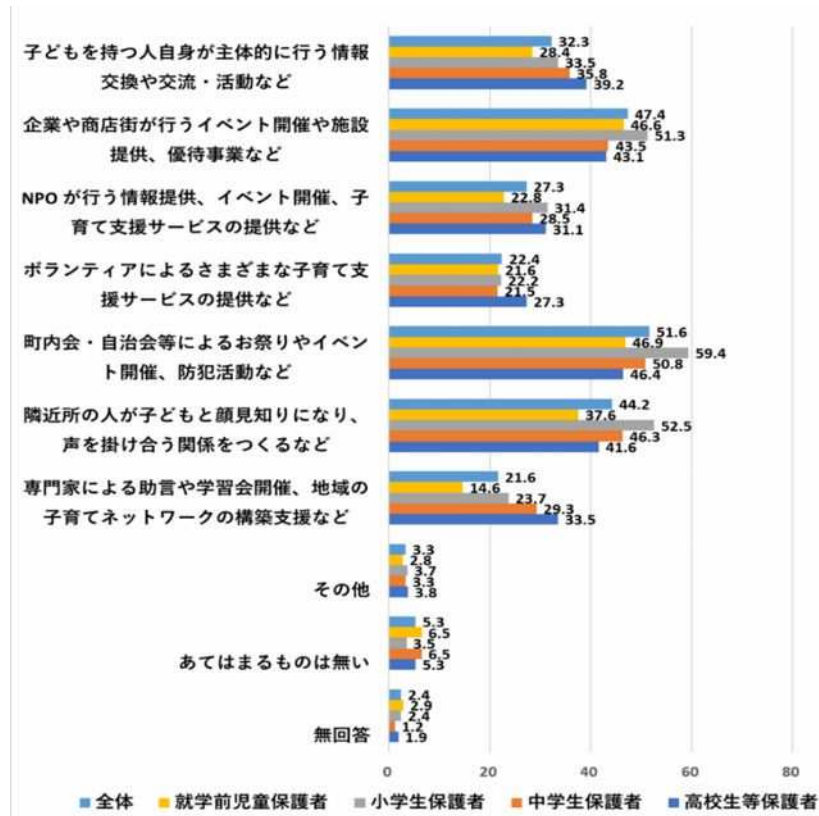
第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

■職業生活と家庭生活を両立するための支援が行われていると思いますか



地域の子育て力向上へ向けて有効な取組については、全体的な傾向として、「町内会・自治体等によるお祭りやイベント開催、防犯活動など」「企業や商店街が行うイベント開催や施設提供、優待事業」「隣近所の人子どもと顔見知りになり、声を掛け合う関係をつくるなど」への回答が多くなっています。

■地域全体で子育てを支援していく“地域の子育て力”を向上させるためには、今後どのような取り組みを進めることが有効だと思いますか



第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

子育て施策や事業に何を望むか

いずれの年代の保護者も、「子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備」、「安心して遊べる屋外遊び場の整備」、「休日・夜間診療などの小児医療体制の充実」の順に多くなっています。

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
就学前児童保護者	休日・夜間診療などの小児医療体制の充実	子どもが安心して遊べる公園等の屋外遊び場の整備	子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備	子育てに関する手当の充実や子育てにかかる経済的負担の軽減	幼稚園・小中学校における教育内容や教育環境の充実	仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実	子育て期の生活環境・住環境の整備	母親や乳幼児の健康診査・予防接種等の母子健康事業の充実
	54.3%	52.6%	51.0%	47.1%	31.0%	30.5%	26.8%	25.2%
小学生保護者	子どもが安心して遊べる公園等の屋外遊び場の整備	子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備	休日・夜間診療などの小児医療体制の充実	子育てに関する手当の充実や子育てにかかる経済的負担の軽減	幼稚園・小中学校における教育内容や教育環境の充実	小学生、中高生が安心して過ごせる、子ども同士の交流・活動の場の整備	母親や乳幼児の健康診査・予防接種等の母子健康事業の充実	仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実
	66.2%	61.9%	50.2%	42.5%	35.2%	28.9%	22.2%	18.6%
中学生保護者	子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備	子どもが安心して遊べる屋外遊び場の整備	休日・夜間診療などの小児医療体制の充実	子育てにかかる経済的負担の軽減	小学生、中高生が安心して過ごせる、子ども同士の交流・活動の場の整備	母親や乳幼児の健康診査・予防接種等の母子健康事業の充実	障害のある子どもや、ひとり親家庭などへの特に配慮を必要とする家庭への支援の充実	幼稚園・小中学校における教育内容や教育環境の充実
	57.7%	46.7%	45.9%	45.9%	24.4%	23.2%	23.2%	22.8%
高校生等保護者	子どもが事故や犯罪に巻き込まれない環境整備	休日・夜間診療などの小児医療体制の充実	子育てに関する手当の充実や子育てにかかる経済的負担の軽減	子どもが安心して遊べる屋外遊び場の整備	母親や乳幼児の健康診査・予防接種等の母子健康事業の充実	障害のある子どもや、ひとり親家庭などへの特に配慮を必要とする家庭への支援の充実	仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの充実	幼稚園・小中学校における教育内容や教育環境の充実
	54.5%	46.4%	45.0%	38.8%	24.9%	18.2%	18.2%	16.7%

これからも豊島区に住み続けたいと思うか

全ての保護者で「これからも豊島区に住み続けたいと思う」もしくは、「どちらかというに住み続けたいと思う」という回答が約8割となっています。

